

平成30年度版

夢を実現する創業

自分の強みを活かした創業で、社会に価値を提供したい。
そんな皆さんに、創業までのステップをマンガ形式で解説します。



中小企業庁

はしがき

みなさんは、「創業」についてどんなイメージをお持ちですか？

漠然と、「難しそう」と思っている方や、「プランを考えてはみたけれど実行には移せていない」といった方もいらっしゃるのではないかと思います。確かに、創業を思い立ってから実現するまでの道のりは平坦なものではありません。事業計画、資金調達、販路開拓、各種届出など、創業に向けてクリアしなければならないハードルはたくさんあります。創業してからも、「こうすれば成功する」といったマニュアルや方程式などはもちろんなく、目標達成へのプロセスは千差万別です。持っている才能を発揮するだけでなく、競争や外部環境などにも立ち向かわなければなりません。しかし、情熱やアイデアを駆使してそうした困難を乗り越え、夢を実現させることは、自己実現になるのみならず、社会的価値を生み出す大きな要因ともなるのです。この小冊子は、創業を目指す方を対象に、「創業の基礎知識」、「公的制度の活用策」などについて解説したものです。

みなさんにとって「創業」がこの小冊子を通じてより現実的なものとなり、現在の自分の位置付けの確認や、それぞれの夢の実現への第一歩につながっていくことを願っています。

平成30年8月
中小企業庁 創業・新事業促進課

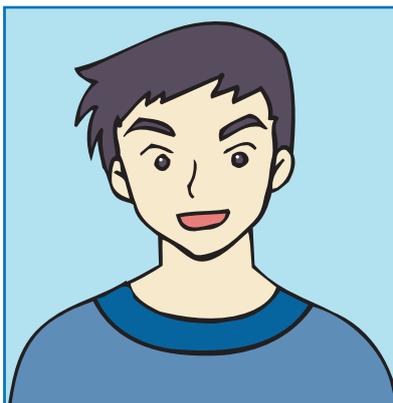
ナビゲーターのご紹介

創業者
夢野さくら (28歳)



- 私は、将来パン屋をやりたいのだけど・・・。夢で終わらせたくないわ。
- まず何から始めたらよいのかしら？

創業者の弟
夢野アキラ (25歳)



- お姉ちゃんの夢を実現させるために、僕も協力するよ！

アドバイザー
まい先生 (35歳)



- 私があなた方姉弟をアドバイスするわ。

原稿作成：公認会計士・税理士・行政書士 城所弘明

コーディネーター：(有)フォーラム・レ・ソシエ デザイン：softmachine (松本・澤村)

contents

I.「創業チェックリスト」で確認を!

- 01 この小冊子をどのように活用したらよいですか? P02
- 02 創業者として必要な資質は何ですか? P03
- 03 創業に向けてチェックすべき事項がありますか? P04

II.事業計画書を作成しよう!

- 04 事業計画書って、どのようなものですか? P06
- 05 (事業計画書)「(1) 事業構想」は、どのように書くのですか? P08
- 06 (事業計画書)「(2) 具体的な事業内容」は、どのように書くのですか? P10
- 07 (事業計画書)「(3) 創業時の資金計画表」は、どのように作るのですか? P12
- 08 (事業計画書)「(4) 損益計画表」は、どのように作るのですか? P14
- 09 採算のとれる売上高は、どれくらいですか? P16

III.組織について知ろう!

- 010 個人と法人では、どのような違いがありますか? P17
- 011 創業時に必要な届出書類には、どのようなものがありますか? P18
- 012 法令により許可が必要となる業種があると聞きましたが、どのような業種でしょうか? P21

IV.経理の知識を身につけよう!

- 013 経理事務の手続きを教えてください。 P22
- 014 毎日行うべきことを教えてください。 P24
- 015 パソコンで会計ができませんか? P25
- 016 小切手とは、どのようなものですか? P26
- 017 手形とは、どのようなものですか? P27
- 018 決算書の体系を教えてください。 P28
- 019 決算書の具体的な様式を教えてください。 P29
- 020 資金繰り表について教えてください。 P30

V.税金に関する基礎知識

- 021 事業所得にかかる税金には、どのようなものがありますか? P32

VI.創業の準備をしましょう!

- 022 創業準備に必要なものは、何ですか? P34
- 023 銀行に預金口座を開くには、どのような手続きが必要ですか? P34
- 024 オープニングに向けた準備には、どのようなものがありますか? P35

VII.支援制度を活用しよう!

- 025 創業する際には、どのような支援が受けられますか? P36
- 026 創業のためにいろいろと知りたいことがあります。どうすればよいですか? P37
- 027 創業の形態にはどのようなものがありますか? P41
- 028 創業の際に活用できる補助金・融資制度・保証制度には、どのようなものがありますか? P43
- 029 投資関係で支援が受けられると聞きましたが、どのようなものですか? P45
- 030 創業を支援するために優遇される税制措置には、どのようなものがありますか? P46
- 031 販路開拓を支援していると聞きましたが、どのようなものですか? P48

●先輩からあなたへ贈る言葉

P49

●OPEN

P50

●索引

P51

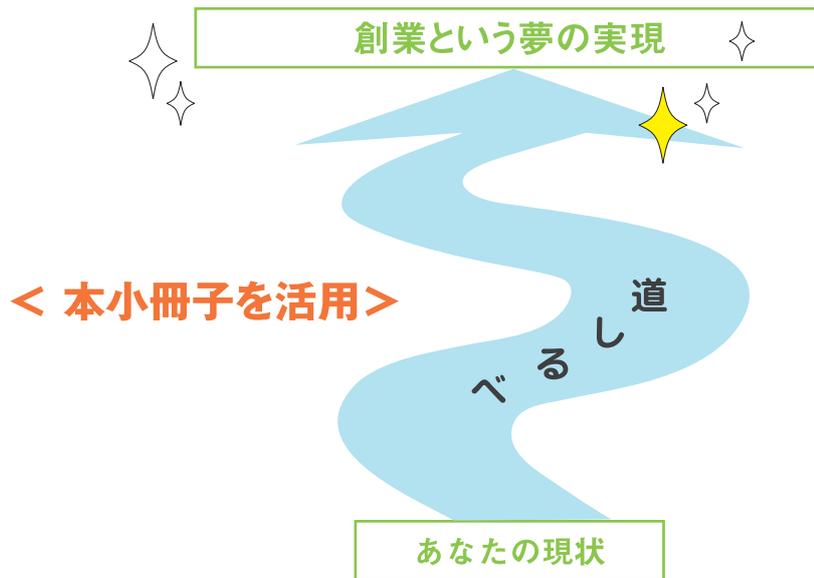
●お問い合わせ先一覧

P52

I. 「創業チェックリスト」で確認を！

Q1 この小冊子をどのように活用したらよいですか？

A この小冊子は、あなたが現状から将来あるべき姿（創業の成功）に到達するための1つの「道しるべ」となるものです。
「道しるべ」を活用して、創業という夢に向かって前進しましょう。



Q1

この小冊子をどのように活用したらよいですか？

Q2 創業者として必要な資質は何ですか？

A 「企業は人なり!」とよくいわれますが、実は「創業も人なり!」なのです。創業を成功させるためには、「頭の中で描いている想い」を実際に紙に書くことが重要ですが、それ以上に、創業者であるあなた自身がパワーアップする必要があります。たとえば、次のような点を確認してください。

下記6項目を、自分自身に問いかけてみてください。

項目	内容	チェック
1.情熱と信念	自分の志のために、「何がなんでもやりとげる」という熱い情熱と強い信念を持ち続けること。	
2.優れた独創性	その事業の商品又はサービスが、同業者にはない優れた独創性を持っていること。	
3.事業の経験	その事業に関して、十分な経験を身につけていること。	
4.幅広い人脈	創業時に多くの人脈があり、創業後はさらにそれを拡大できること。	
5.情報処理能力	事業に関する生きた情報を集め、それを活用できること。	
6.自己資金	創業時も創業後も事業活動において、資金を十分に蓄え、ムダな支出を控えること。	



【まい先生からのワンポイントアドバイス】
 誰でも初めから完璧な創業者はいないのよ。でもあきらめないでね。大事なことは自分の志を信じて、自分自身を変えてゆくことなの。上の項目は、あくまでもひとつの目安だから、あなた自身の個性を活かして、創業という航海に船出してね。要するに、「これからの努力」が成功の秘訣なのよ。頑張って!

Q3 創業に向けてチェックすべき事項がありますか？

A 次のようなチェックリストがあります。
「備えあれば憂いなし」といいますが、創業に対する予備知識をつけることが成功の第一歩です。

 YESがいくつになるか、チャレンジしてください！

区分	項目	YES
Why 動機	① どんな目的で何をやりたいのかがハッキリしていますか？	YES
	② その事業に、志と情熱を持っていますか？	YES
	③ その事業は、顧客のニーズにマッチしていますか？	YES
What 何を	④ その事業で売る商品に、ニーズがありますか？	YES
	⑤ その事業のセールスポイントはありますか？	YES
	⑥ 競合他社情報・価格帯等を調査した上で、品質・価格等に競争力がありますか？	YES
Who だれ	⑦ 受注見込先、仕入見込先等の人脈や信用はありますか？	YES
	⑧ ターゲットとなる客層は明確ですか？	YES
	⑨ 必要な従業員は確保できますか？	YES
How どのように	⑩ 経営者としての自信と体力はありますか？	YES
	⑪ その事業についての十分な知識と経験がありますか？	YES
Where どこで	⑫ 創業する場所は決めてありますか？	YES
	⑬ その場所は、あなたの事業に適したところですか？	YES
	⑭ その場所のコスト(家賃等)は、事業に負担にならない程度の金額ですか？	YES

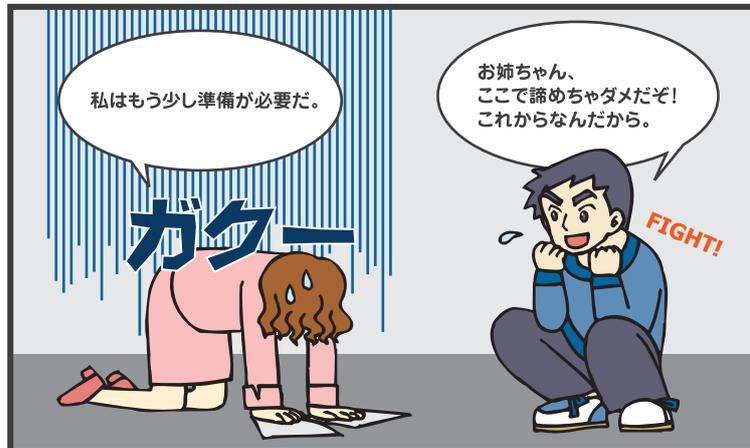
When いつ	⑮	創業はタイミングが大事です。いつ創業するかについて具体的な青写真ができていますか？	YES
	⑯	創業のタイミングは、職場環境、同業他社等の状況からみて、適切ですか？	YES

事業計画	⑰	売上げや仕入れ、利益などの「損益計画」は、何度も予測シミュレーションしましたか？	YES
	⑱	必要な資金（設備資金・運転資金）がいくらになるか試算しましたか？	YES
	⑲	自己資金は準備していますか？	YES
	⑳	「事業計画書」としてまとめてみましたか？	YES

YESの合計数 



診断結果 (YESの数を合計してください)	
18~20	創業の準備は万全です！
12~17	もう少し準備してください。
0~11	まだ創業は早いかも？



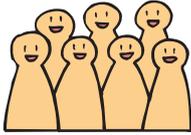
Ⅱ. 事業計画書を作成しよう！

Q4 事業計画書って、どのようなものですか？

A 事業計画書は、自分の夢(創業)を実現するための具体的な行動を示す計画書です。事業計画書を作成することで、頭の中に描いている創業のイメージを具体的にまとめることができ、より実現可能なものになります。

事業計画書の前提条件

事業計画書を作成するにあたり、次の図で自分の創業のイメージを固めてください。

オーナー(あなたです!)			
経営資源		クオリティ(質)	数(量)
	ヒト	資格・能力・経験	適正人数
	カネ	カネの質 (資金の入手源泉)	資金量
	モノ	モノの質 (購入・リース・レンタル等)	保有台数

オーナー及び経営者

- ① オーナーは自分だけですか?共同出資者はいますか?
- ② 経営者は自分自身ですか?共同経営者はいますか?

ヒト

- ① パートナー又は片腕はいますか?
- ② 社員は何人必要ですか?
- ③ パート・派遣社員の活用は可能ですか?

カネ

- ① 最初にかかる設備資金はどのくらい必要ですか?
- ② 毎月かかる運転資金はどのくらい必要ですか?
- ③ 自己資金はどのくらいありますか?
- ④ 親・兄弟からの援助はありますか?
- ⑤ 金融機関から借入できる金額はいくらですか?

モノ

- ① 店舗(事務所・工場等)は必要ですか?
- ② 店舗の改装はどのようにしますか?
- ③ どのくらいの設備が必要ですか?



具体化することでやるべき事が見えてくるでしょ?



こんなにたくさんやる
ことがあるんですね。

事業計画書の構成

事業計画書は、通常次の4つの内容を備えたものです。

- (1) 事業構想…………… 8,9ページ
- (2) 具体的な事業内容…………… 10,11ページ
- (3) 創業時の資金計画表…………… 12,13ページ
- (4) 損益計画表…………… 14,15ページ



Q5 (事業計画書)「(1) 事業構想」は、どのように書くのですか?

A 次の書式に記入してみましょう。

の事業計画書	(1) 事業構想
①創業の動機	_____

②事業の概要	_____

③市場の環境	_____

④事業の将来目標	_____

⑤事業の課題	_____



夢野さくらさんは、パン屋の創業を目指しています。さくらさんの「(1) 事業構想」の記入例を見てみましょう。

夢野 さくら の事業計画書		(1) 事業構想
①創業の動機	<ul style="list-style-type: none"> ・皆においしくて健康に良いパンを食べてほしい。 ・(株)ABCパン店に8年間勤務した経験を活かして、自分の店を持ちたい。 	
②事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年の創業を目標に、メロンパンとカレーパンに特化したパンの専門店を目指す。 ・メロンパンとカレーパンの2種類しかないが、いろいろなバリエーションにする。 	
③市場の環境	<ul style="list-style-type: none"> ・パン屋は飽和状態、かなりの数の競合事業者がいるが、メロンパンとカレーパンに特化した専門店はあまりない。若い女性をはじめ日本人は比較的メロンパンとカレーパンは好きなので、かなりの顧客のニーズが見込まれる。 	
④事業の将来目標	<ul style="list-style-type: none"> ・車によるパンの移動販売・インターネットによる販売等、販売拡大を目指す。 ・「メロンパンとカレーパンを語る会」を主催し、パンの良さを広めたい。 	
⑤事業の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・パンを焼く機械の購入資金がない。 ・経営者としてやっていけるか不安である。 	



Q6

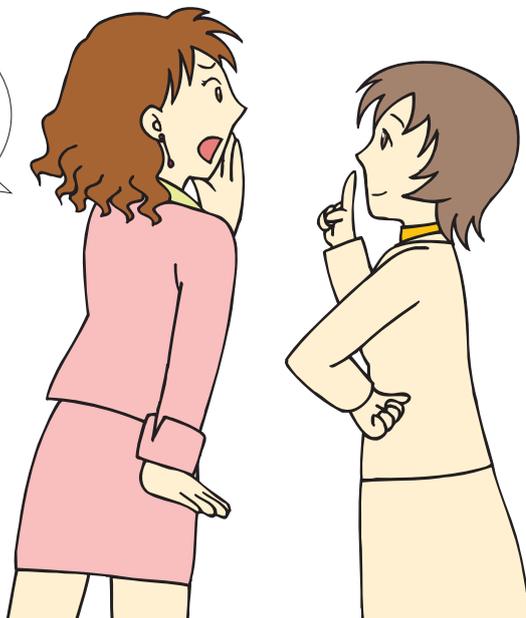
(事業計画書)「(2) 具体的な事業内容」は、どのように書くのですか？

A

次の書式に記入してみましょう。

の事業計画書	(2) 具体的な事業内容
① 事業の内容	
② 事業の特色 (セールスポイント)	
③ 販売計画	
④ 仕入計画	
⑤ 設備計画	
⑥ 要員計画	

これ全部書くの？
大変だわあ…。



実際に書いてみると、
商品としてどのような
社会的価値を提供したいのか、
ターゲットとする顧客のニーズに
マッチしているかなど、具体的な
事業内容が見えてくるわよ。

この他にも、自分のお店の
名前や商品名など、
ネーミング戦略も大切ね。

さくらさん、がんばってみて。

Q6

(事業計画書)「(2) 具体的な事業内容」は、どのように書くのですか？

夢野さくらさんが、「(2)具体的な事業内容」をどのように書いたのか見てみましょう!

夢野 さくら の事業計画書	(2) 具体的な事業内容
①事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・様々なトッピングがあるメロンパンとカレーパンに特化した専門のパン屋を創業する。 ・メロンパンは、健康に配慮したよもぎやゴーヤなどのバリエーションを揃える。 ・カレーパンは、インド風・激辛・甘辛・薬膳カレーなどのバリエーションを揃える。
②事業の特色(セールスポイント)	<ul style="list-style-type: none"> ・メロンパンとカレーパンの様々な種類を提供するとともに添加物のない天然酵母を使ったパン生地であることをアピールする。
③販売計画	<ul style="list-style-type: none"> ・販売のターゲットは、駅近辺のOL・サラリーマンの昼食やおやつを考える。 ・客単価は500円程度におさえる。
④仕入計画	<ul style="list-style-type: none"> ・パン生地に天然酵母を使用するので、原価は50%程度となっても仕方がない。 ・パン生地の仕入先は、知り合いに当てがある。
⑤設備計画	<p>(店舗)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・販売ターゲットの客層から考えて、駅近辺のオフィス街に出店する。 ・厨房は8坪、店内7坪で、15坪の店舗を探す。 ・家賃は月20万円、保証金は100万円程度におさえる。 <p>(機械・改装費)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械は中古で500万円程度のものを購入する。 ・内装は明るく清潔感のある店舗にする。
⑥要員計画	<ul style="list-style-type: none"> ・弟の夢野アキラが片腕として経理・総務面をサポートしてくれる。 ・販売や営業は全員パートスタッフで運営する。



Q7 (事業計画書) 「(3) 創業時の資金計画表」は、どのように作るのですか？

A 開業にあたっては、資金がいくら必要で、それをどう調達するかを検討しなければなりません。これを「資金計画」といいます。開業に必要なすべての資金と、その調達方法について下の表を参考にまとめてみましょう。

(3) 創業時の資金計画表

契約書・見積書など

(単位:万円)

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	1	店舗(工場)など (内訳)	自己資金	
			その他(親・兄弟 etc)からの 借入額 (内訳・返済方法)	
	2	機械装置・備品など (内訳)	金融機関からの借入額 (内訳・返済方法)	
運転資金		開業に必要な商品の 仕入代金・経費の 支払資金など		
合計			合計	

カタログ・見積書など

各合計額は必ず一致させてください。

夢野さくらさんの事業計画書(資金計画表)のポイント





夢野さくらさんの記入例

(3) 創業時の資金計画表

(単位:万円)

必要な資金		金額	調達の方法	金額
設備資金	店舗(工場)など (内訳)		自己資金	600
	1 店舗の保証金 (契約書のとおり)	100	その他(親・兄弟 etc) からの借入額 (内訳・返済方法)	200
	内装工事費 (AB社見積りのとおり)	300		
	2 機械装置・備品など (内訳)		金融機関からの借入額 (内訳・返済方法)	
	機械装置(中古)	500	日本政策金融公庫 (別紙明細あり)	600
	器具備品	200		
運転資金	開業に必要な商品の 仕入代金・経費の 支払代金など	300		
合計		1,400	合計	1,400

各合計額は必ず一致させてください。

Q8 (事業計画書)「(4)損益計画表」は、どのように作るのですか?

A

「これから始める事業は、どれくらいの利益が出るのか」という点は、新たに事業を始めようとする方にとって、一番気にかかるところでしょう。開業後の損益の見込みを「損益計画」といいます。予測にあたっては「経営環境」、「業界事情」、「設備能力」、「競合状況」、「価格の推移」などについて総合的に検討してください。下の表を参考に月額ベースの損益の見込みを検討してみましょう。

(4) 損益計画表

(単位:万円)

		創業当初		メモ
		当初	3年後	
売上高①				売上予測高
売上原価②				原価率で概算計算
売上総利益③(①-②)				
経費	人件費			
	家賃			
	減価償却費			
	〇〇費			その事業で重要な経費
	その他			
経費合計④				
利益⑤(③-④)				
利益⑤				
減価償却費⑥				
返済可能額⑦(⑤+⑥)				
ココを比較!		↑	↑	
借入金返済額⑧				

損益計画表の記入のポイント

個人事業の場合、事業主の給与は経費になりません。したがって、利益⑤から捻出することになりますので、返済可能額⑦はそれを考慮して検討してください。返済可能額⑦より借入金返済額⑧が少なくなることが大切です。

$$\text{借入金の返済財源} = \text{減価償却費} + \text{当期純利益}$$

減価償却費とは機械や備品等の資産の価値が目減りすることをいいます。これは、現金の支出がない経費ですので、借入金返済のための財源となるものです。

(注) 減価償却費の計算方法については、定額法や定率法などがあります。
夢野さくらさんの場合、500万円のパン製造機械を耐用年数10年の定額法で、200万円の備品関係を耐用年数8年の定額法でそれぞれ計算すると、1月あたりの減価償却費は約6万円となります。

夢野さくらさんの事業計画書(損益計画表)のポイント

(1) 売上及び売上総利益の予測

- (●まい先生) 創業当初は、どの位の売上を見込んでいるの？
- (●さくら) 客単価を500円で、1日あたり200人を想定しています。営業日数が25日だから、月平均の売上高は次のように見込んでいます。
(客単価500円)×(客数200人)×(営業日数25日)=250万円(月間)
- (●アキラ) 売上原価は、他の資料によると、パン屋の場合は原価率50%位らしいよ。だから売上総利益は、次のようになるね。 250万円-250万円×50%=125万円

(2) 経費の予測

- (●まい先生) 経費は大体いくら位を見込んでいるの？
- (●さくら) 人件費は、アキラの給料が20万円、パートスタッフ2名の給料が35万円、合計55万円(月間)位を見込んでいます。
- (●アキラ) あとは家賃が20万円、減価償却費が6万円、金利が1万円、水道光熱費・消耗品費等の諸経費が18万円位かかるかな？
- (●まい先生) 合計すると月100万円の経費がかかるわけね。

(3) 利益予測

- (●まい先生) 2人の意見を総合すると、創業当初の月間利益は次のようになるのね。
月間利益=250万円-125万円-100万円=25万円

(4) 借入金返済可能額

- (●まい先生) 借入金の返済可能額は次のように算出されるわ。
借入金返済可能額=利益25万円+減価償却費6万円=31万円
- (●アキラ) 借入金600万円は5年で返済するから、月当たりの元金返済は大体10万円かな？
- (●さくら) 何とか返せそうね。(●アキラ) あ、でもお姉ちゃんの手元に残るお金はいくらになるんだ？
- (●さくら) 21万円ね……少なすぎる……。 (31万円-10万円)
- (●まい先生) 3年後はかなり繁盛するかしら？ (●さくら) 売上も経費もともに40%増を予定しています。
- (●アキラ) お姉ちゃん、3年後の目標に向かって頑張ろうよ！

夢野さくらさんの記入例

(4) 損益計画表

(単位:万円)

	創業当初		メモ
	当初	3年後	
売上高①	250	350	@500円×200人/日×25日
売上原価②	125	175	①の50%と見込む
売上総利益③(①-②)	125	175	
経費	人件費	55	アキラ+パートスタッフ2名
	家賃	20	
	減価償却費	6	左ページ(注)参照
	支払利息	1	
	その他	18	水道光熱費・消耗品費等
経費合計④	100	137	
利益⑤(③-④)	25	38	
利益⑤	25	38	
減価償却費⑥	6	6	左ページ(注)参照
返済可能額⑦(⑤+⑥)	31	44	

ココを比較!



借入金返済額⑧	10	10	
---------	----	----	--

(注) 万円未満は四捨五入で計算しています。

Q9 採算のとれる売上高は、どれくらいですか？

A 開業にあたって、従業員の給料や家賃、借入金の返済資金などを考慮して、採算のとれる売上高を把握しておくことはとても大切です。

必要売上高算出の手順は、次のとおりです。

(1) 目標利益を決める！

目標利益は、個人の場合、その中で事業主の生活費を捻出するものです。ここでは、あなたがこの事業で最低いくら欲しいかを決めてください。

(2) 必要な経費を見積る

人件費・家賃・〇〇費等の必要な諸経費を見積ります。
その他の経費は、人件費、家賃、減価償却費、〇〇費(その事業で重要な経費)を除いた一切の営業経費を具体的に算出します。

人件費	XX
家賃	XX
減価償却費	XX
〇〇費	XX
その他の経費	XX
経費合計	XXX

(3) 予想粗利益率を見積る

創業当初は概算で、粗利益率(売上総利益率)を予測してください。

$$\text{売上総利益率(\%)} = \frac{\text{売上総利益}}{\text{売上高}} \times 100$$

(4) 必要売上高の算出をする

必要売上高は、「見積った経費の合計と目標利益」を予測した売上総利益率で割った数値で求められます。

$$\text{必要売上高} = \frac{\text{見積り経費合計} + \text{目標利益}}{\text{売上総利益率}}$$

夢野さくらさんの記入例

$$\text{売上総利益率} = \frac{250-125}{250} \times 100 = 50\% \quad \text{必要売上高} = \frac{100+25}{50\%} = 250\text{万円}$$

必要経費(月額) = 100万円(15ページの損益計画表より)

Ⅲ. 組織について知ろう！

Q10 個人と法人では、どのような違いがありますか？

A 個人と法人では、いろいろな項目においてそれぞれ違いがあります。それを一覧表にしてみましたので比較してみてください。

項目	個人	法人（株式会社）
開業手続きと費用	比較的簡単で費用もあまりかからない。	会社設立登記手続きに手間と費用がかかる。
事業の内容	原則として、どんな事業でもよく、変更は自由である。	事業内容は定款に記載し、その変更には定款の変更登記手続きが必要である。
社会的信用	一般的に、法人に比べてやや劣る。	一般的に、信用力に優れ、大きな取引や金融機関からの借り入れ、従業員の募集などの面では有利である。
経理事務	会計帳簿や決算書類の作成が簡易である。	会計帳簿や決算書類の作成が複雑である。
事業に対する責任	（無限責任） 事業の成果はすべて個人のものとなるが、事業に万一のことがあると、個人の全財産をもって弁済しなければならない。	（有限責任） 会社と個人の財産は区別されており、会社を整理するときには、出資分を限度に責任を負う。 ただし、代表者等は取引に際し連帯保証をするケースが多く、この場合は保証責任を負うことになる。
社会保険	事業主は政府管掌の健康保険にも厚生年金にも加入できない。国民健康保険、国民年金に加入することになる。	役員も会社が加入すれば、政府管掌の健康保険にも厚生年金にも加入できる。
事業主の報酬	事業利益が事業主の報酬となる。	経営者の給与は、役員給与として経費になる。

Q10

個人と法人では、どのような違いがありますか？

Q11 創業時に必要な届出書類には、どのようなものがありますか？

A 創業時に必要な届出書類は、届ける書類の種類や届出先によっていろいろあります。主なものを一覧にすると、次のとおりです。

個人事業者の場合

対 象	届出の名称	届出先	提出期限
個人事業者	個人事業の開業等届出書	税務署	開業の日から1ヶ月以内
	個人事業開始等申告書	都道府県税事務所 (市町村役場)	開業後すみやかに (各都道府県等で定める日があります。)
	所得税のたな卸資産の評価方法の届出書	税務署	確定申告書の提出期限まで (届出がない場合は、最終仕入原価法となります)
	所得税の減価償却資産の償却方法の届出書		確定申告書の提出期限まで (届出がない場合は、定額法となります)
	給与支払事務所等の開設届出書		事務所等を開設した日から1ヶ月以内
	源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者に係る納期限の特例に関する届出書		随時 (常時雇用する人数が10人未満の事業者に限ります。)
●青色申告を希望する場合	所得税の青色申告承認申請書		開業の日から2ヶ月以内 (開業の日が1月1日から1月15日までの場合は3月15日まで)
●青色専従者給与を支払う場合	青色事業専従者給与に関する届出書		

(注)・提出期限が土・日・祝日にあたる場合は、翌営業日となります。
・各都道府県税事務所、各市町村役場によって、届出の名称や手続きが若干異なりますので注意してください。

こんなにたくさんの書類を提出するんだね。

それに期限が短いわね。
開業直後は、
特にあわただしくなるから、
事前にしっかり準備をして
おかないとね！

法人の場合

対 象	届出の名称	届出先	提出期限
法 人	法人設立届出書	税務署	設立の日から2ヶ月以内 (定款等の写しや登記簿謄本などの定められた書類の添付が必要)
	事業開始等申告書 (法人設立・設置届出書)	都道府県税 事務所 (市町村役場)	設立後すみやかに (各都道府県等で定める 日があります。)
	棚卸資産の評価方法の 届出書	税務署	確定申告書の提出期限まで (届出がない場合は、最終仕入 原価法となります)
	減価償却資産の 償却方法の届出書		確定申告書の提出期限まで (届出がない場合は、建物を除 き定率法となります)
	給与支払事務所等の 開設届出書		事務所等を開設した日から 1ヶ月以内
	源泉所得税の納期の特例の 承認に関する申請書兼納期 の特例適用者に係る納期限 の特例に関する届出書		随時 (常時雇用する人数が10人 未満の法人に限ります。)
●青色申告を希望 する場合	青色申告の承認申請書		設立3ヶ月を経過した日と最 初の事業年度終了日のうち、 いずれか早い日の前日

(注)・提出期限が土・日・祝日にあたる場合は、翌営業日となります。
・各都道府県税事務所、各市町村役場によって、届出の名称や
手続きが若干異なりますので注意してください。

【まい先生からのワンポイントアドバイス】

詳しく知りたいこと、わからないことがあったら、各届出先
にご相談くださいね。

社会保険関係の届出書類

届出先	種類	提出期限・留意点等
年金事務所	健康保険、厚生年金保険 ① 新規適用届 ② 被保険者資格取得届 ③ 被扶養者(異動)届 ④ 国民年金第3号被保険者の届出	適用事業者となった場合にすみやかに ・ 法人事業所は強制加入 ・ 個人事業の場合(注) 従業員5人以上は強制加入 (サービス業の一部等については任意加入) 従業員5人未満は任意加入
公共職業安定所	雇用保険 ① 適用事業所設置届 ② 被保険者資格取得届	① は設置日後10日以内 ② は雇用した翌月の10日まで 個人・法人とも従業員を雇用するとき適用事業所となる
労働基準監督署	労災保険 ① 保険関係成立届 ② 適用事業報告	① は保険関係成立日後10日以内 ② は事業所設置後すみやかに ・ 適用事業所は雇用保険と同じ ・ 従業員を10人以上雇用する場合は、「就業規則届」の届出も必要
都道府県労働局	労働保険概算保険料申告書	保険関係成立日後50日以内に申告納付

(注) 個人の事業主は、国民健康保険・国民年金の適用となります。届出先は、区市町村役場です。



【まい先生からのワンポイントアドバイス】

詳しく知りたいこと、わからないことがあったら、各届出先にお尋ねくださいね。

Q11

創業時に必要な届出書類には、どのようなものがありますか？

Q12 法令により許認可が必要な業種があると聞きましたが、どのような業種でしょうか？

A 許認可を必要とする業種には次のようなものがあります。

受付窓口	業 種
保健所	飲食店業(そば屋・弁当屋・レストラン) 喫茶店営業 食品製造業(菓子製造業・食肉販売業・魚介類販売業) 理・美容室業 クリーニング業(取次店を含む) 旅館業 ペットショップ店業 など
都道府県庁 その他官庁	旅行代理店業 貨物輸送業 自動車整備業 倉庫業 駐車場業等 建設業 宅地建物取引業 酒類販売業 産業廃棄物処理業 人材派遣業 古物営業 など



【まい先生からのワンポイントアドバイス】

他にも多数ありますので、詳しく知りたいこと、わからないことがあったら、各受付窓口にご相談くださいね。

パン屋さんをするのに
許認可が必要なの!?
知らなかったわ!

やることいっぱいー!

OK



そうよ。パン屋さんは食品製造業だから
保健所から許可をもらわないといけないわね。

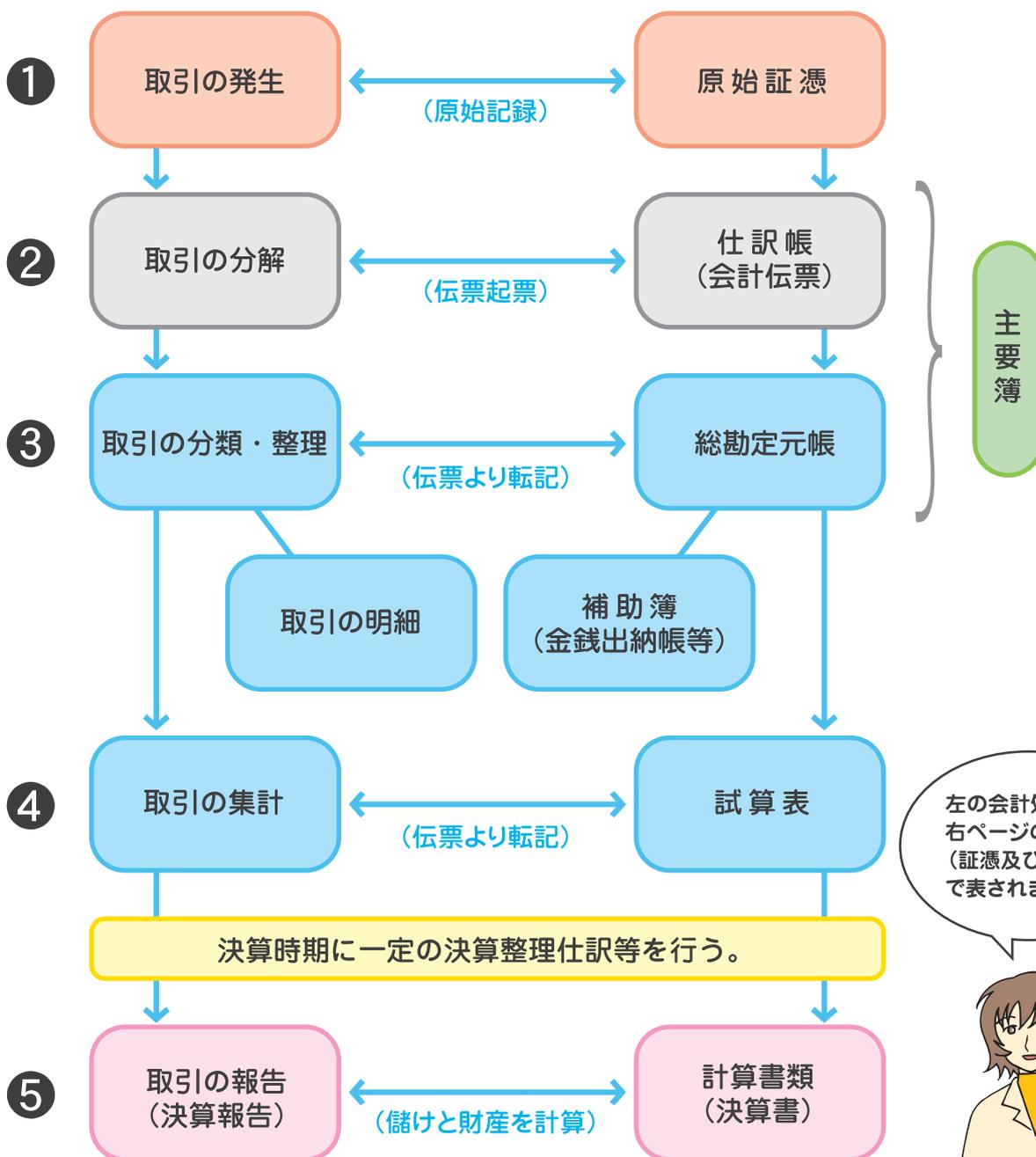
Ⅳ. 経理の知識を身につけよう!

Q13 経理事務の手続きを教えてください。

A 事業を始めたら、「毎日の事業活動を記録する」必要があります。正しい事業活動の利益を算出し、適切な納税を行うためには、次のような経理事務の手続きと資料が必要となります。

【取引の流れ】

【会計処理の流れ】



Q13 経理事務の手続きを教えてください。

① 原始記録

- 取引の発生を証明する原始証憑を記録・保管します。

(例)

商品の仕入れ
商品の売上げ
家賃の支払い など

(例)

請求書
納品書
領収書
契約書 など

② 伝票起票

- 全ての取引を発生した順に、勘定科目によって「借方」と「貸方」に分別し、仕訳帳に記録します。

(例)

入金伝票
出金伝票
振替伝票

(例)

仕入
売上
水道光熱費 など

のような伝票形式のものが一般的です。(縦込式のものもあります。)

③ ④ 伝票より転記

総勘定元帳 → 仕訳帳に記録した取引を、勘定科目ごとにまとめて記入する会計帳簿です。

試算表 → 総勘定元帳から作成する各勘定科目ごとの集計表です。

- **試算表**により、**仕訳・転記**での計算内容をチェックします。

補助簿 → 仕訳帳や総勘定元帳だけでは把握し難い各取引の細かい内容を明らかにする会計帳簿で次のようなものがあります。

〔補助記入帳〕

- ・ 現金出納帳
- ・ 銀行預金出納帳
- ・ 受取手形記入帳
- ・ 支払手形記入帳

〔補助元帳〕

- ・ 売掛金元帳 (掛売り残がわかります)
- ・ 買掛金元帳 (掛仕入残がわかります)
- ・ 商品有高帳
- ・ 固定資産台帳

⑤ 儲けと財産を計算

計算書類 → 次のとおりです。

- ・ 貸借対照表 (財産状態がわかります)
- ・ 損益計算書 (儲けがわかります)
- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

(注) 決算書は、会社法においては「計算書類」といいます。

Q14 毎日行うべきことを教えてください。

A 会計伝票の作成と現金出納帳、預金出納帳、売掛金元帳、買掛金元帳への転記は、毎日行うようにしましょう。この4つの勘定科目の動きや残高を把握することは、事業を運営していくうえでとても重要だからです。

(1) 取引が発生したら、領収書をスクラップブックに貼り付けます。



スクラップブック



(2) 仕訳を伝票に記入します。

現金の出金の仕訳は、
出金伝票に記入します。

● 出金伝票 No. _____		発日	1月	27日	相手	〇〇鉄道 ××駅 様
勘定科目	摘要	金額				
旅行交通費		2,980				
合 計		2,980				

現金の入金の仕訳は、
入金伝票に記入します。

● 入金伝票 No. _____		発日	1月	25日	相手	得意先C 殿
勘定科目	摘要	金額				
売上高	得意先Cへ商品を現金売りました	50,000				
合 計		50,000				

現金の入出金以外の仕訳は、
振替伝票に記入します。

● 振替伝票 No. _____		発日	1月	17日	相手	〇〇商事
勘定科目	摘要	借方金額	貸方金額			
80,000	売掛金		得意先Cへ商品を掛け売りました	80,000		
			売上高		80,000	
80,000	合 計			80,000		

(3) 現金、預金、売掛金、買掛金の取引を各勘定科目の元帳用紙に転記します。

元 帳		No. 1	
科目	科目	借方金額	貸方金額
株式会社 ○〇商事	科目	借方金額	貸方金額
● 前月より繰越			8,112,281
1.17 売 上 高	得意先Bへ商品を掛け売りました	80,000	8,192,281
	翌月への繰越	80,000	0
			8,192,281

元 帳		No. 1	
科目	科目	借方金額	貸方金額
株式会社 ○〇商事	科目	借方金額	貸方金額
● 前月より繰越			4,608,240
1.17 売 掛 金	得意先Bへ商品を掛け売りました	80,000	4,688,240
1.25 現 金	得意先Cへ商品を現金売りました		50,000
	翌月への繰越	0	130,000
			4,738,240

Q15 パソコンで会計ができませんか？

A 最近、パソコンの会計ソフトを使って記帳業務を行う方も増えてきました。パソコンを利用することで記帳業務にかかる時間を大きく削減することができます。

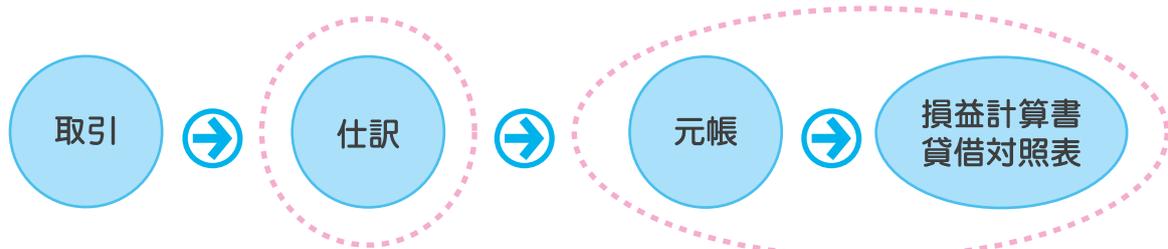
パソコン会計とは

お手持ちのパソコンに、市販の会計ソフトをインストールするだけで、パソコン会計を始めることができます。

手書きの場合は、

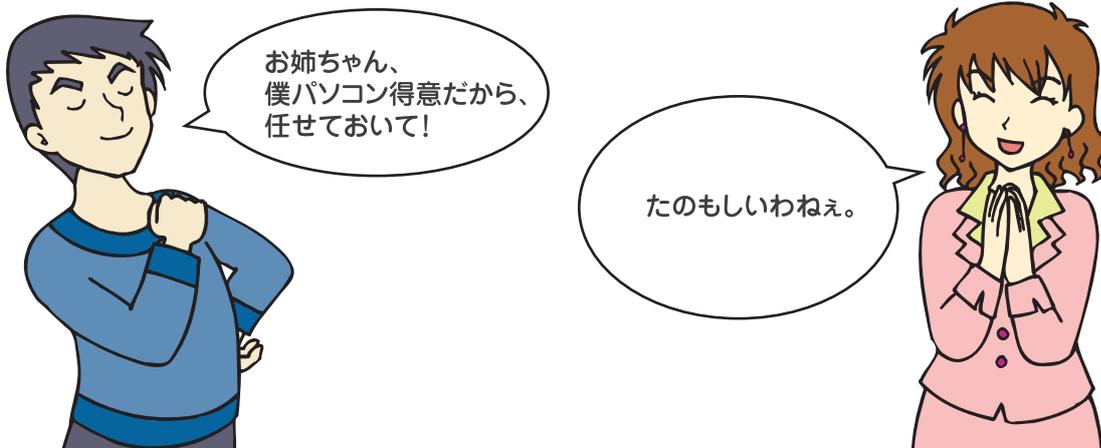
- ① 取引を仕訳する。
- ② 仕訳から各勘定科目の元帳に転記する。
- ③ 元帳を集計して勘定科目ごとの金額を算出する。

というように、集計や転記を繰り返して「損益計算書」と「貸借対照表」を作成します。パソコン会計の場合は、仕訳を会計ソフトに入力するだけで、パソコンが、各元帳への集計や転記から、「損益計算書」と「貸借対照表」の作成までを瞬時に行います。



仕訳を入力するだけで、あとはパソコンが自動計算する。

パソコン会計だからといって、特別に難しいことはありません。取引が発生したら、振替伝票を書く代わりに、会計ソフトの「振替伝票」の画面から入力するだけです。



Q16 小切手とは、どのようなものですか？

A 小切手は現金の代わりとして、商取引の中で広く使われています。小切手とは、現金による支払いの煩わしさと危険を避けるために、振出人が自分の取引銀行に支払いを委託する証券です。

特徴

- ① 銀行に当座預金口座を開かないと発行できません。
- ② 小切手を受け取った人は、支払人である銀行に呈示するほか、取引銀行に取立依頼すれば小切手金額を受け取れます。
- ③ 小切手の呈示期間は振出日の翌日から10日以内で、最終日が休日の場合は翌営業日まで延長されます。

小切手の注意点



振出日は記載されていますか？
小切手の支払呈示期間を決定するために、必ず記載されなければなりません。

金額が訂正されていませんか？
金額の訂正は認められません。数字は、
チェッカーライターではアラビア数字、手
書きでは漢数字で記入しましょう。

振出人の印が
ありますか？

Q17 手形とは、どのようなものですか？

A 手形は現金の代わりとして、商取引の中で広く使われています。手形とは、指定日に指定の金額を支払うことを約束した証券で、一定の期日まで支払いを延ばすことができます。しかし、正しい使い方をしないと予想もつかない責任を負わされたりすることがあります。

手形の正しい知識を身につけましょう。

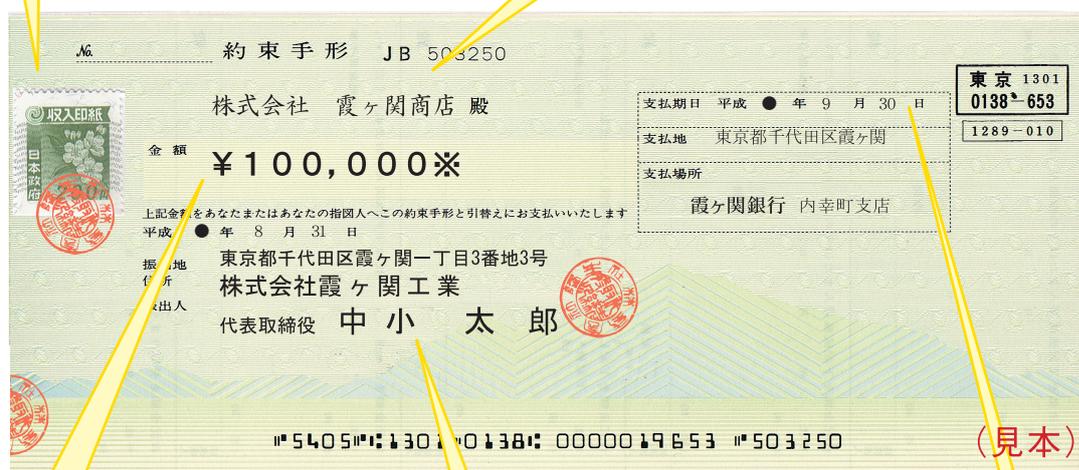
特徴

- ① 銀行に当座預金口座を開かないと発行できません。
- ② 手形上の権利を譲渡する「手形の裏書」により転々と受取人を変えながら、指定日までの間、支払の手段として流通させることが可能です。
- ③ 支払期日が到来した手形は、受取人が取引銀行に「取立委任」することにより現金化できます。
- ④ 銀行に手形を裏書譲渡し、支払期日までの利息（割引料）を差し引いた金額を受け取る「手形割引」により、支払期日前に現金化する方法もあります。

約束手形の注意点

手形の金額が10万円以上の場合は、収入印紙が必要です。

受取人は、盗難・紛失に備えて必ず記入しましょう。



(見本)

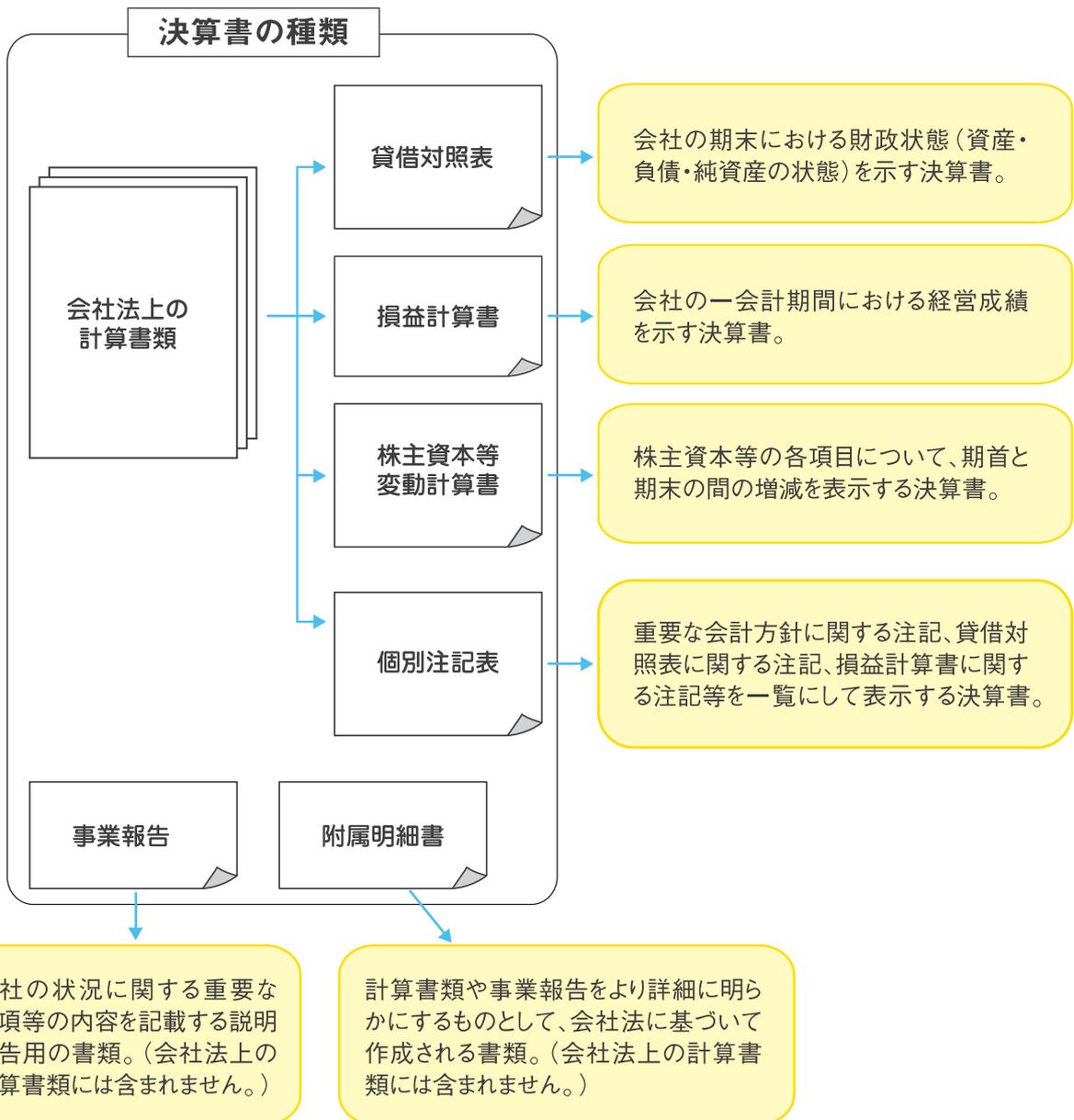
金額が訂正されていませんか？
金額の訂正は認められません。数字はチェッカーライターではアラビア数字、手書きでは、漢数字で記入しましょう。

法人の場合は、必ず法人名、代表資格を記入の上、署名をしましょう。

支払期日は、期日を記入していないと一覧払いとみなされてしまうので、必ず記入しましょう。

Q18 決算書の体系を教えてください。

A 法人（株式会社）における決算書の体系は、次のようになっています。



【まい先生からのワンポイントアドバイス】

個別注記表については、必ず「注記表」という1つの書面として作成しなければならないということではなく、従来どおり貸借対照表等の注記事項として記載することも認められています。



Q19 決算書の具体的な様式を教えてください。

A

法人における決算書のうち、貸借対照表と損益計算書について、具体的な様式が中小企業庁発行の小冊子「中小企業の会計34問34答」に掲載されています。また、中小企業庁のホームページでも見る事が出来ますので、是非ご覧ください。
 (http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/kaikai/pamphlet/2011/download/kaikai_2011_02.pdf)

貸借対照表
(平成〇〇年〇月〇日現在)

(単位:百万円)

項目	金額	項目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	〇〇	支払手形	〇〇
受取手形	〇〇	買掛金	〇〇
売掛金	〇〇	短期借入金	〇〇
有価証券	〇〇	未払金	〇〇
製品及び商品	〇〇	リース債務	〇〇
短期貸付金	〇〇	未払法人税等	〇〇
前払費用	〇〇	賞与引当金	〇〇
繰延税金資産	〇〇	繰延税金負債	〇〇
その他	〇〇	その他	〇〇
貸倒引当金	△〇	流動負債合計	〇〇〇
流動資産合計	〇〇〇	II 固定負債	
II 固定資産		社債	〇〇
(有形固定資産)		長期借入金	〇〇
建物	〇〇	リース債務	〇〇
構築物	〇〇	退職給付引当金	〇〇
機械及び装置	〇〇	繰延税金負債	〇〇
工具、器具及び備品	〇〇	その他	〇〇
リース資産	〇〇	固定負債合計	〇〇〇
土地	〇〇	負債合計	〇〇〇
建設仮勘定	〇〇	(純資産の部)	
その他	〇〇	I 株主資本	
(無形固定資産)		資本金	〇〇
ソフトウェア	〇〇	資本剰余金	〇〇
のれん	〇〇	資本準備金	〇〇
その他	〇〇	その他資本剰余金	〇〇
(投資その他の資産)		資本剰余金合計	〇〇〇
関係会社株式	〇〇	利益剰余金	〇〇
投資有価証券	〇〇	利益準備金	〇〇
出資金	〇〇	その他利益剰余金	〇〇
長期貸付金	〇〇	××積立金	〇〇
長期前払費用	〇〇	繰延利益剰余金	〇〇
繰延税金資産	〇〇	利益剰余金合計	〇〇〇
その他	〇〇	自己株式	△〇
貸倒引当金	△〇	株主資本合計	〇〇〇
固定資産合計	〇〇〇	II 評価・換算差額等	
III 繰延資産		その他有価証券評価差額金	〇〇
		評価・換算差額等合計	〇〇〇
		III 新株予約権	〇〇〇
資産合計	〇〇〇	負債・純資産合計	〇〇〇

(注) この貸借対照表の様式例は、項目の名称については一般的なものを例示しており、企業の実態に応じてより適切に表示すると判断される場合には、項目の名称の変更又は項目の追加を妨げるものではありません。

損益計算書
自平成〇〇年〇月〇日
至平成〇〇年〇月〇日

(単位:百万円)

項目	金額
売上高	〇〇〇
売上原価	〇〇〇
売上総利益	〇〇〇
販売費及び一般管理費	〇〇〇
営業利益	〇〇
営業外収益	
受取利息	〇〇
受取配当金	〇〇
雑収入	〇〇
営業外収益合計	〇〇
営業外費用	
支払利息	〇〇
手形譲渡損	〇〇
雑支出	〇〇
営業外費用合計	〇〇
経常利益	〇〇
特別利益	
固定資産売却益	〇〇
投資有価証券売却益	〇〇
前期損益修正益	〇〇
特別利益合計	〇〇
特別損失	
固定資産売却損	〇〇
減損損失	〇〇
災害による損失	〇〇
特別損失合計	〇〇
税引前当期純利益	〇〇
法人税、住民税及び事業税	〇〇
法人税等調整額	〇〇
当期純利益	〇〇

(注) この損益計算書の様式例は、項目の名称については一般的なものを例示しており、企業の実態に応じてより適切に表示すると判断される場合には、項目の名称の変更又は項目の追加を妨げるものではありません。



貸借対照表

「期末時点の財政状態」がわかります！
 期末時点において、どれだけ「資産」「負債」「純資産」があるかを表します。



損益計算書

「期間の経営成績」がわかります！
 会計年度期間中にどれだけ「収益」があり、それに対してどれだけ「費用」を使ったか、そして最終的にどれだけ「利益」を上げたかを計算します。

なぜ決算書が必要なのか？

決算書の作成の目的

経営成績・財政状態
の報告・説明

債権者・株主・国
などのため

経営状況の把握
将来の事業計画に活用

経営者自身のため

法人税等の計算・申告

税務署等のため

Q20 資金繰り表について教えてください。

A

資金繰りとは現金の出入り(収支)をチェックし、事業資金が不足しないよう調整することです。帳簿上儲かっているにもかかわらず、支払いに回す資金が不足してくると資金繰りは苦しくなります。資金繰りが苦しくなる原因は主に次の点にあります。

- ① 売上げがあっても長期の回収条件であったり、受取手形での回収となり、すぐに現金化できない。
- ② 借入金の返済など、費用として計上されない現金での支出が多い。
- ③ 売掛金の回収が長期の条件に変わったり、買掛金の支払期間が短くなったりして、回収と支払いのバランスが崩れる。

資金繰りを上手に行うためには、運転資金にゆとりを持つことが肝要です。次のような資金繰り表を活用して運転資金の不足を事前にチェックしましょう。

資金繰り表の様式例

(単位:万円)

		年 月		年 月		年 月	
		予算	実績	予算	実績	予算	実績
前月繰越(金)							
収 入	現金売上						
	売掛金の回収						
	受取手形の期日入金						
	前受金の入金						
	その他の入金						
	収入合計						
支 出	現金仕入						
	買掛金の支払						
	支払手形の期日決済						
	未払金の支払						
	人件費の支払						
	その他の支払						
	支出合計						
差引過不足							
財 務 収 支	借入						
	手形割引						
	設備投資						
	借入金返済						
次月繰越(金)							



【まい先生からのワンポイントアドバイス】

資金繰りを行う上で、次の点に特に注意してください。

① 手元資金の充実を！

金融機関の中小企業に対する融資はかなり厳しいことが予想されます。これに備えて今から手元資金を充実させておいた方が良いでしょう。

② 3ヶ月先のキャッシュフローを！

企業のキャッシュフロー経営は、経営者が判断しやすいように「万円単位で項目も大胆にまとめあげた資金繰り表」を作成して、少なくとも3ヶ月先のキャッシュフローを予測しましょう。そして、絶えず予測と実績との差異原因を分析し、営業活動・投資活動・財務活動の円滑な運営が行えるようにしてください。



私は3年後に開業予定だから、
今から資金繰りのことを考えて
手元資金を充実させていかないと！

僕も協力するよ。
本気でやるよ、お姉ちゃん！



V. 税金に関する基礎知識

Q21 事業所得にかかる税金には、どのようなものがありますか？

A 事業所得にかかる主な税金について列挙すると、次のとおりです。

(1) 個人事業にかかる税金

	種類	税金の概要	申告手続き等
国税	所得税	所得金額に応じてかかります。	翌年2月16日～3月15日に税務署に申告(確定申告)します。
	個人住民税 ① 都道府県民税 ② 市町村民税	次の2つからなっています。 ① 均等額でかかる均等割 ② 前年の所得に応じてかかる所得割	所得税の確定申告をすれば、特に申告の手続きは必要ありません。
地方税	個人事業税	所得金額に応じてかかります。	

(注)この他、事業所得に対して課税される税金ではありませんが、消費税・印紙税・固定資産税などがかかります。



そっかぁ、税金のこと全然考えてなかった。パンを作っているだけじゃだめなんだ…。

(2) 法人にかかる税金

	種類	税金の概要	申告手続き等
国税	法人税	所得金額に応じてかかります。	原則として、決算日の翌日から2ヶ月以内に本店所在地の税務署に申告(確定申告)します。
地方税	法人住民税 ① 都道府県民税 ② 市町村民税	次の2つからなっています。 ① 会社の区分(事業規模)に応じてかかる均等割 ② 当期の法人税額に応じてかかる法人税割	申告期限は法人税と同じです。事業所等のある都道府県及び市町村に申告します。
	法人事業税	所得金額に応じてかかります。	
その他	地方法人特別税 (国税)	法人事業税の一部を分離し、国が「地方法人特別税」として徴収し、再度都道府県に再配分します。	

(注)この他、法人の所得に対して課税される税金ではありませんが、消費税・印紙税・固定資産税などがあります。

VI. 創業の準備をしましょう!

Q22 創業準備で必要なものは、何ですか?

A 創業をしようとしてから実際に開業するまでには、事業を検討したり、資金の計画など準備すべきことがたくさんあります。
ここでは、開業する1ヶ月前に準備することを紹介します。

店舗関係

- ① 店舗の賃貸借契約の締結
- ② 保証金・家賃の支払い
- ③ 電気・ガス・水道・電話等公共サービスの手配や手続き
- ④ 電話・ファックス・パソコンの設置 など

設備・内装関係

- ① 設備・内装の発注手続
- ② 業務用OA機器の操作習得と教育
- ③ 入荷商品の陳列や広告等のディスプレイ
- ④ 机・イス・ロッカー・テーブル・ホワイトボード等の購入
- ⑤ 書棚・キャビネットの設置
- ⑥ キッチン用品の購入 など

従業員の採用

- ① 自分の事業に必要な人材を、正社員・パート・アルバイト・派遣社員等から選定する。
- ② 労働条件(給与・勤務時間・休暇など)を明確にする。
- ③ 商品知識・接客技術等の教育訓練を行う。 など

Q23 銀行に預金口座を開くには、どのような手続きが必要ですか?

A 普通預金口座を開設するには、次のような書類等を揃えて、銀行の口座開設窓口へ行って手続きをします。

個人事業者の場合

- ・届出印
- ・本人確認書類
(運転免許証等写真があるもの)

法人の場合

- ・届出印
- ・会社の登記簿謄本
- ・口座開設のために銀行窓口に行く人の本人確認書類(運転免許証等写真があるもの)

Q22

創業準備で必要なものは、何ですか?

Q23

銀行に預金口座を開くには、どのような手続きが必要ですか?

Q24 オープニングに向けた準備には、どのようなものがありますか？

A オープニングに向けた準備の最終段階には、次のようなものがあります。記念すべき日を万全の準備で迎えましょう。

開業挨拶

- ① 取引先、知人、友人などの協力者、その他関係者への開業の挨拶状の手配
- ② 開業披露パーティー開催の準備 など

開業記念企画

- ① オープニングキャンペーン
- ② 営業先等への挨拶用記念品 など

広告・宣伝

- ① ホームページ開設
- ② SNS開設
- ③ チラシ
- ④ ダイレクトメール
- ⑤ タウン誌 など



VII. 支援制度を活用しよう!

Q25 創業する際には、どのような支援が受けられますか?

A 創業する際に、補助金や低利の融資などいろいろな支援を受けることができます。具体的な支援策の内容は、次のとおりです。

1. 創業・ベンチャーを知る

- (1) 創業にかかるセミナー
- (2) Japan Venture Awards
- (3) ミラサポ／起業ABC／業種別開業ガイド／起業ライダーマホル
- (4) 相談にのってくれる機関

2. 様々な形態で創業

- (1) 有限責任事業組合 (LLP) 制度
- (2) 合同会社 (LLC) 制度
- (3) 企業組合制度

3. 補助金

- (1) ※¹ 地域創造的起業補助金

4. 融資・保証

- (1) 新創業融資等
- (2) 再チャレンジ支援融資
- (3) 創業関連保証及び創業等関連保証

5. 出資

- (1) 起業支援ファンド

6. 税制

- (1) ※² エンジェル税制

7. 販路開拓

- (1) 中小企業総合展

※¹ 平成30年度につきましては、公募を終了しました。

※² エンジェル税制については、投資家に対する税制面の優遇措置です。

(注) 融資などについては、審査に時間がかかることがありますので、早めにそれぞれの窓口にご相談しましょう。



【まい先生からのワンポイントアドバイス】

まずは、創業に関するセミナーなどに一度参加してみてください。そこでは、さくらさんのように夢を実現したいと思っている方がたくさん参加しています。そこでも上に掲載されているようないろいろな制度の説明を受けるとは思いますが、この冊子にもこれらのことを取り上げています。創業に際して受けられるものはできるだけ活用してみてください。では、一緒に見て行きましょう。

Q26

創業のためにいろいろと知りたいことがあります。
どうすればよいですか？

A

創業したり、ベンチャー企業を起こしたい方は、それらを知るための講習会やシンポジウムを受講することをおすすめします。

1 創業にかかるセミナー 等

創業・起業をお考えの方は参加してみてください。そこでは、さくらさんのように夢を実現したいと思っている方がたくさんいます。



難しいですか？

大丈夫!とてもわかりやすい講習会で、大勢の仲間がいるから心強いですよ。実際に創業している人は多くいるわ。



【お問い合わせ先】

お近くの商工会議所・商工会、都道府県商工会連合会 (52ページ参照)
日本政策金融公庫 (52ページ参照)
創業支援事業計画の認定自治体 (40ページ参照)

2 ミラサポ／起業マニュアル／業種別開業ガイド／起業ライダーマモル

起業を準備段階からサポートするマニュアル、ノウハウや事例を紹介したコラム、さまざまなシーンで役立つ書類フォーマット・専門家相談など、起業・創業、第二創業や独立、ベンチャービジネスの立ち上げを志す方に必見の情報を提供します。

「ミラサポ(未来の企業★応援サイト)」<http://www.mirasapo.jp/>

J-Net21 (中小企業ビジネス支援サイト)

「起業マニュアル」ホームページ <http://j-net21.smrj.go.jp/establish/manual/>

「業種別開業ガイド」<http://j-net21.smrj.go.jp/establish/guide/>

「起業ライダーマモル」<https://startup.smrj.go.jp/>

3 Japan Venture Awards

創業・ベンチャー企業を多く生み出す環境を作り出すため、起業家への表彰やイベントを開催しており、創業・ベンチャーに関する情報収集や起業家同士の交流などが行えます。先輩起業家の体験談も参考にしてみてください。

Japan Venture Awards
(JVA)

モデルとなる起業家を表彰します。
(経済産業大臣賞、中小企業庁長官賞、
中小機構理事長賞) など

ホームページ <http://j-venture.smrj.go.jp/>

【お問い合わせ先】 中小企業基盤整備機構 経営支援部 創業・ベンチャー支援課 (03-5470-1574)

4 創業の相談ができる機関

創業者に対する経営ノウハウや、事業計画の作成方法を学ぶセミナーの開催、個別相談などのいわゆるソフト面の支援を行っています。

公的支援窓口

名称	対象者	取組事項	設置場所	各窓口 お問い合わせ先
(独)中小企業 基盤整備機構 地域本部	創業予定者、創業間もない方、将来株式公開を目指すベンチャー企業の方など	専門家派遣、 情報提供など	全国9ヵ所(北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州)	・中小企業基盤整備機構ホームページ (http://www.smrj.go.jp) ・がんばる中小企業 経営相談ホットライン 0570-009111(最寄りの地域本部につながります) ※月～金:9時から17時
都道府県等 中小企業 支援センター	創業や様々な経営課題を抱える中小企業者の方など	専門家派遣、 情報提供、事業可能性評価など	都道府県、政令市の中小企業支援センター	・各都道府県等中小企業支援センター(左記 中小企業基盤整備機構ホームページのリンクからアクセスできます) ・中小企業庁ホームページ
よろず支援拠点	中小企業・ 小規模事業者	経営相談、 専門家紹介など	全国47ヵ所	・中小企業庁ホームページ
産業競争力 強化法に基づく 「創業支援等事業 計画」認定自治体	創業希望者・ 創業者	ワンストップ相談窓口、 創業塾、 創業セミナーなど	各認定自治体 ※認定を受けていない自治体もあります	・中小企業庁ホームページ ・ミラサポホームページ
地域 プラットフォーム	地域の中小企業・小規模事業者	専門家派遣、情報提供など	商工会、商工会議所・商工会連合会・中央会・地域金融機関・大学等	・ミラサポホームページ
経営革新等 支援機関	中小企業・ 小規模事業者	財務内容等その他経営状況の分析、事業計画の策定支援及び実行支援など	都道府県毎に複数存在します	・中小企業庁及び金融庁ホームページ・各経済産業局及び財務局、財務支局のホームページ

市区町村による創業支援について

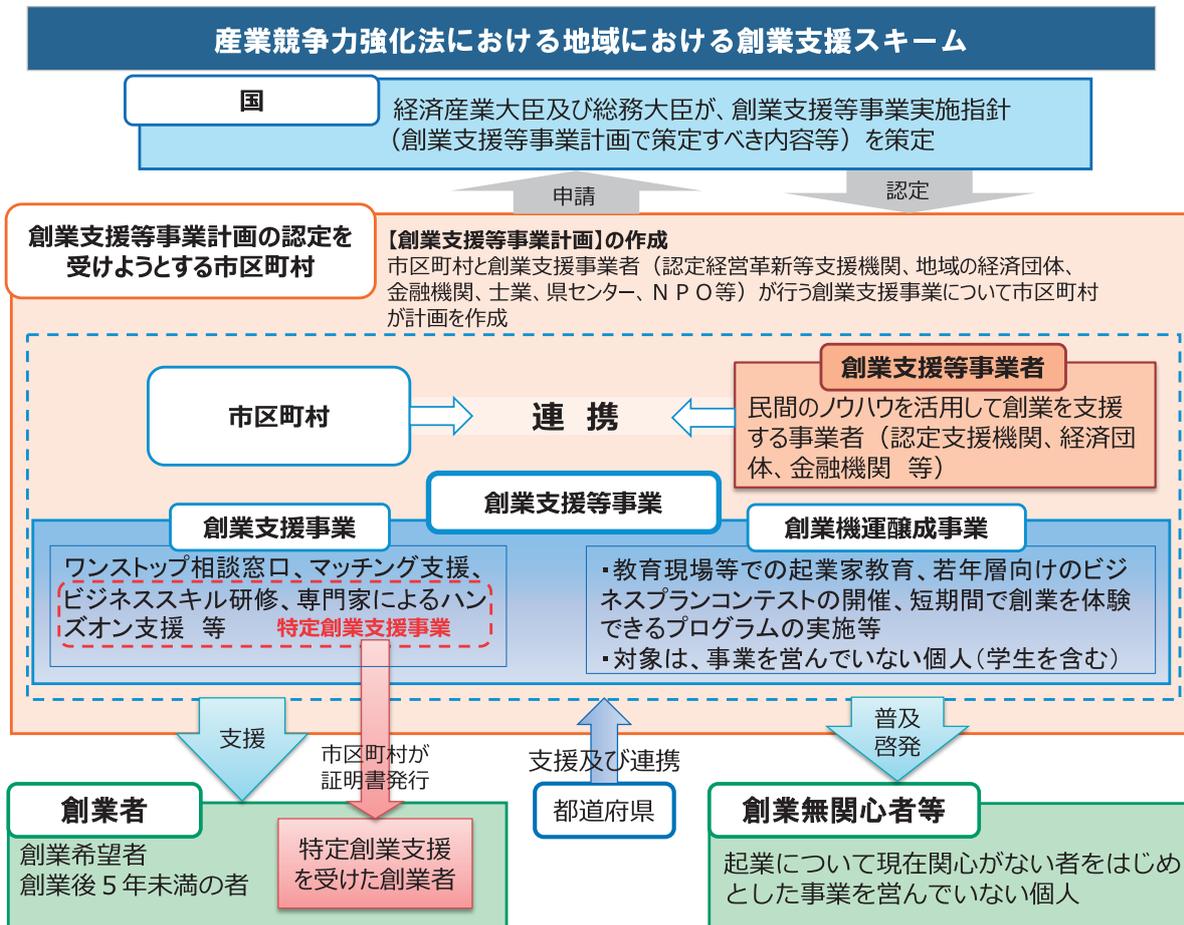
国から認定を受けた創業支援の事業計画に基づき、各市区町村で創業に関する様々な支援を行います。

創業支援等事業計画とは

市区町村が創業希望者や創業者に対して、民間の創業支援等事業者（商工会議所・商工会、金融機関、NPO法人等）と連携して支援を行う事業計画のことです。具体的な支援の内容としては、ワンストップ相談窓口の設置、創業塾や創業セミナーの開催等があります。また、特に創業につながる効果的な事業については、特定創業支援等事業（※1）として継続的な支援を行います。各認定市区町村に相談窓口がございますので、お気軽にご連絡ください。

なお、創業支援等事業計画の認定を受けた市区町村については次ページURL先のHPに掲載しておりますのでご覧ください。

創業支援等事業計画の概要



支援施策の概要＜特定創業支援等事業を受けた創業者への支援＞

(※1)特定創業支援等事業とは

継続的な支援により、経営、財務、人材育成、販路開拓の全ての知識が身につく事業を言います。特定創業支援等事業を受けたことについて、各認定市区町村から証明書を発行してもらうことで、更に下記の支援制度を活用することができます。

1.会社設立時の登録免許税の軽減(※2)

○会社(合名会社、合資会社、合同会社、株式会社)を設立する際、又は、創業後5年未満の個人の方が会社設立時に要する登録免許税が軽減されます。

(a)株式会社又は合同会社は、資本金の0.7%→0.35%(株式会社の最低税額は通常15万円のところ7.5万円に、合同会社の最低税額は通常6万円のところ3万円に軽減されます。)

(b)合名会社又は合資会社は、1件につき6万円の登録免許税が3万円に軽減されます。

2.信用保証協会創業関連保証の特例

○当制度の利用について、通常、創業2ヶ月前(会社設立でない場合は1ヶ月前)から対象となること、事業開始6ヶ月前から利用対象となります。

3.日本政策金融公庫の融資制度

○創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者に対する融資制度である新創業融資制度について、創業資金総額の1/10以上の自己資金を満たす方として利用できます。

(※2)条件によっては適用されない場合もございますので、詳しくは最寄りの経済産業局(52ページ参照)へお問い合わせください。

【問い合わせ先】中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進課 TEL.03-3501-1767
経済産業省の各地方経済産業局(52ページ参照)

【産業競争力強化法に基づく認定を受けた各自治体の創業支援等事業計画の概要 HP】
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/nintei.html>

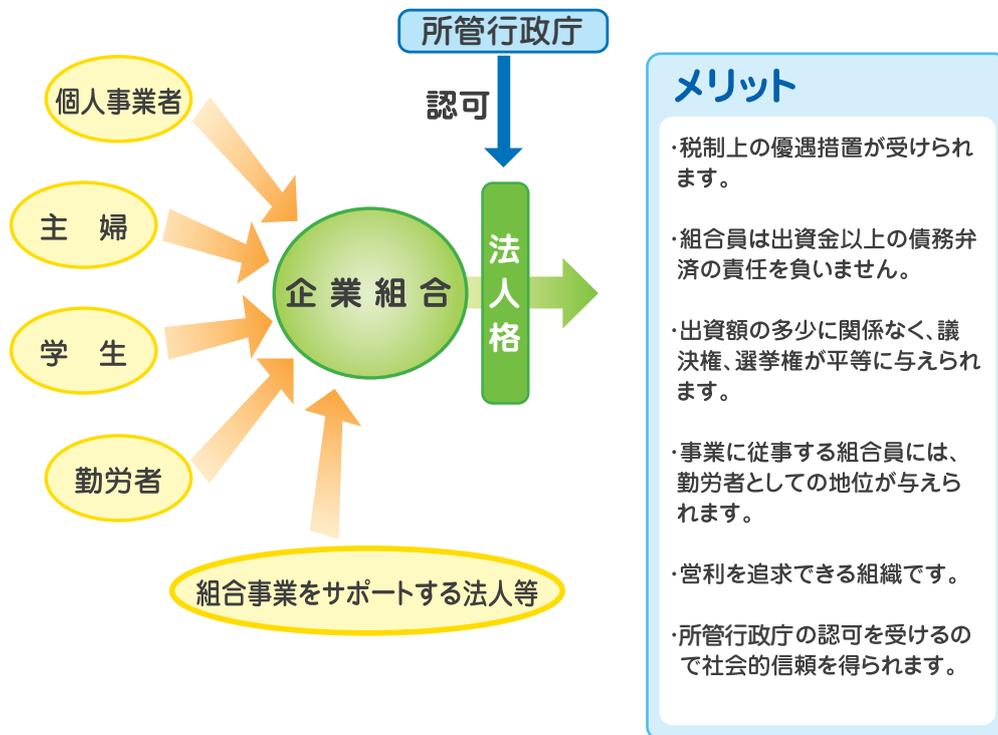
【産業競争力強化法に基づく認定を受けた各自治体の窓口紹介ページ HP】
<https://www.mirasapo.jp/starting/specialist/chiikimadoguchi.html>

Q27 創業の形態にはどのようなものがありますか？

A 株式会社以外にも様々な創業の形態があります！

1 企業組合制度

企業組合は、個人事業者や勤労者、主婦、学生等の個人の方々及び組合事業をサポートする法人等（4人以上）が組合員となって、自らの働く場を創造するための組織です。所管行政庁（※）の認可により法人格を取得することができます。



【お問い合わせ先】 中小企業団体中央会（52ページ参照）

（※）所管行政庁とは基本的には各都道府県、企業組合の行う事業が一部の業種に該当する場合には、その業種を所管する各省庁となります。

2 合同会社(LLC)制度

合同会社(LLC: Limited Liability Company)は、有限責任社員のみで構成され、かつ組織の内部自治を認める会社類型で、LLPとともに、創業や中小企業同士が連携したジョイントベンチャーなどでの活用が期待されています。

【特徴】

- (1) 有限責任制で出資者のリスクを限定
- (2) 組織の内部ルールを出資者が柔軟に設定
(柔軟な組織設計、貢献に応じた利益の配分等)
- (3) 法人格を有し、課税は法人課税

※ 合名・合資会社には無限責任社員の存在が義務づけられていますが、合同会社においては出資者全員が有限責任社員となります。

3 有限責任事業組合(LLP)制度

有限責任事業組合(LLP)は、法人や個人が連携して共同事業を行うための組織です。

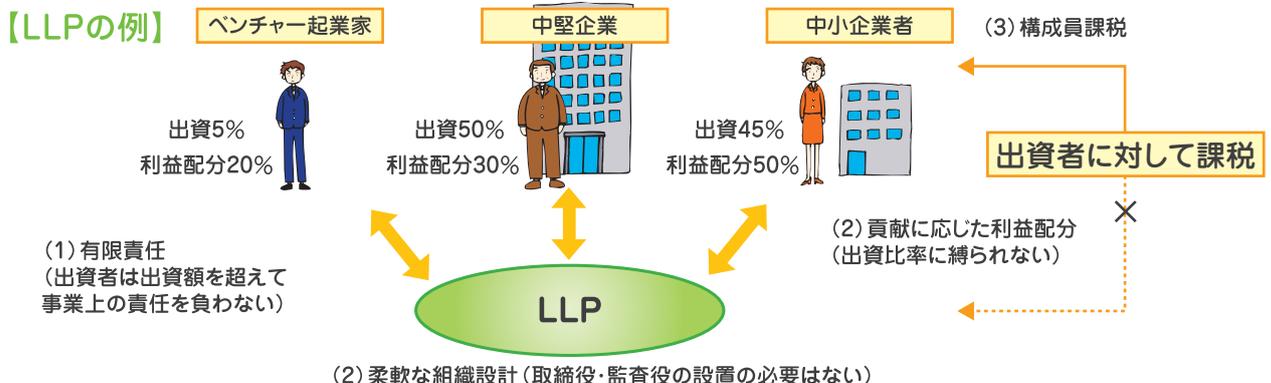
具体的には、

- 中小企業同士の連携(共同研究開発、共同生産、共同販売など)
- ベンチャー企業や中小・中堅企業と大企業の連携(ロボット、バイオテクノロジーの研究開発など)
- 異業種の中小企業同士の共同事業(燃料電池、人工衛星の研究開発など)
- 専門人材が行う共同事業(ITや企業支援サービス分野:ソフトウェア開発、デザイン、経営コンサルティングなど)
- 起業家が集まり共同して行う創業

などでの活用が考えられます。

【特徴】

- (1) 有限責任制で出資者のリスクを限定
- (2) 組織の内部ルールを出資者が柔軟に設定(柔軟な組織設計、貢献に応じた利益の配分等)
- (3) 出資者に対して直接課税される構成員課税(LLPは法人格のない組織組合)



【まい先生からのワンポイントアドバイス】

LLPは、機動性、柔軟性を有する企業形態で、出資者同士が組合契約を作成して、出資金を払い込むことで設立され、設立後に登記を行うことになります。

Q28 創業の際に活用できる補助金・融資制度・保証制度には、どのようなものがありますか？

A1 国による創業者向けの補助金があります。

地域創造的起業補助金

新たな需要や雇用の創出等を促し、我が国経済を活性化させることを目的に、新たに創業する者に対して創業に要する費用の一部を補助します。

地域創造的起業補助金 補助率	補助金額の範囲
補助対象経費の2分の1以内	50万円以上～200万円以内

対 象	これから創業する者であって、補助事業期間完了日までに個人開業又は会社・企業組合・協業組合・特定非営利活動法人の設立を行い、その代表者となる者。
条 件	①事業の獨創性・需要や事業計画の妥当性等が見込めるもの ②産業競争力強化法に基づく認定市区町村における創業であること。また、認定市区町村又は認定連携創業支援等事業者から、認定特定創業支援等事業を受ける者であること。
対象経費	人件費、事業費、委託費、その他

【お問い合わせ先】地域創造的起業補助金事務局（平成30年度事業） 03-6272-9180
※平成30年度につきましては、公募を終了しました。

A2 政府系金融機関が創業者向けの融資を行っています。

1 新創業融資制度等

新創業融資制度 （日本政策金融公庫 国民生活事業）	【対象】これから創業する方、又は税務申告を2期終えていない方。 【貸付限度額】3,000万円（うち運転資金1,500万円）（自己資金1/10要件等あり ※一定期間の勤務経験を有する者等は同要件を適用しない） 【条件】事業計画（ビジネスプラン）が的確であること。 【特徴】無担保・無保証人（法人の場合、代表者保証も不要）で融資が受けられます。
新規開業支援資金 （日本政策金融公庫 国民生活事業）	【対象】現在お勤めの企業と同じ業種の事業を始める方（一定の条件を満たす方）や 雇用の創出を伴う事業を始める方等。 【貸付限度額】7,200万円（うち運転資金4,800万円） 【条件】新たに事業を始める方、又は事業開始後おおむね7年以内の方。
女性・若者／ シニア起業家支援資金 （日本政策金融公庫 国民生活事業／ 中小企業事業）	【対象】女性又は若者（35歳未満）、高齢者（55歳以上） 【貸付限度額】・国民生活事業7,200万円（うち運転資金4,800万円） ・中小企業事業7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円） 【条件】新規開業しておおむね7年以内の方。

2 再チャレンジ支援融資(再挑戦支援資金)

再チャレンジ 支援融資 (日本政策金融公庫 国民生活事業/ 中小企業事業)	【対象】 廃業歴等がある方で、新たに事業を始める方、又は事業開始後7年以内の方。 【貸付限度額】 ・国民生活事業 7,200万円(うち運転資金4,800万円) ・中小企業事業 7億2,000万円(うち運転資金2億5,000万円) 【条件】 廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等であること。廃業の理由・事情がやむを得ないもの等であること。
---	---



【まい先生からのワンポイントアドバイス】

各政府系金融機関では、上記以外にも、創業に関して多くの融資制度がありますので、それぞれのホームページ等で確認してみてください。それ以外にも各都道府県、市区町村で創業に関する融資制度がありますのでご確認ください。

【お問い合わせ先】 日本政策金融公庫 52ページ参照

A3

各都道府県にある信用保証協会が信用保証をする「創業関連保証」及び「創業等関連保証」という制度があります。

【対象】 これから創業する方又は創業後5年未満の方

【条件】 事業計画(ビジネスプラン)が的確であること等

【特徴】

保証制度名	保証限度額	対象資金	担保要件
創業関連保証	2,000万円 (注1)	創業等事業資金 (注2)	無担保 原則第三者保証人不要
創業等関連保証	1,500万円		無担保 第三者保証人不要

(注1) 創業等事業資金とは、創業又は創業により行う事業の実施のために必要となる資金ならびに、分社化および分社化により行う事業に要する資金をいいます。

(注2) 創業関連保証と創業等関連保証を併用して最大3,500万円。

ただし、創業等関連保証においてこれから創業する方は自己資金の範囲内となります。



【まい先生からのワンポイントアドバイス】

この制度を活用する場合には、保証料が必要となります。一定の条件を満たす場合には割引制度もありますので、各信用保証協会にお尋ねください。

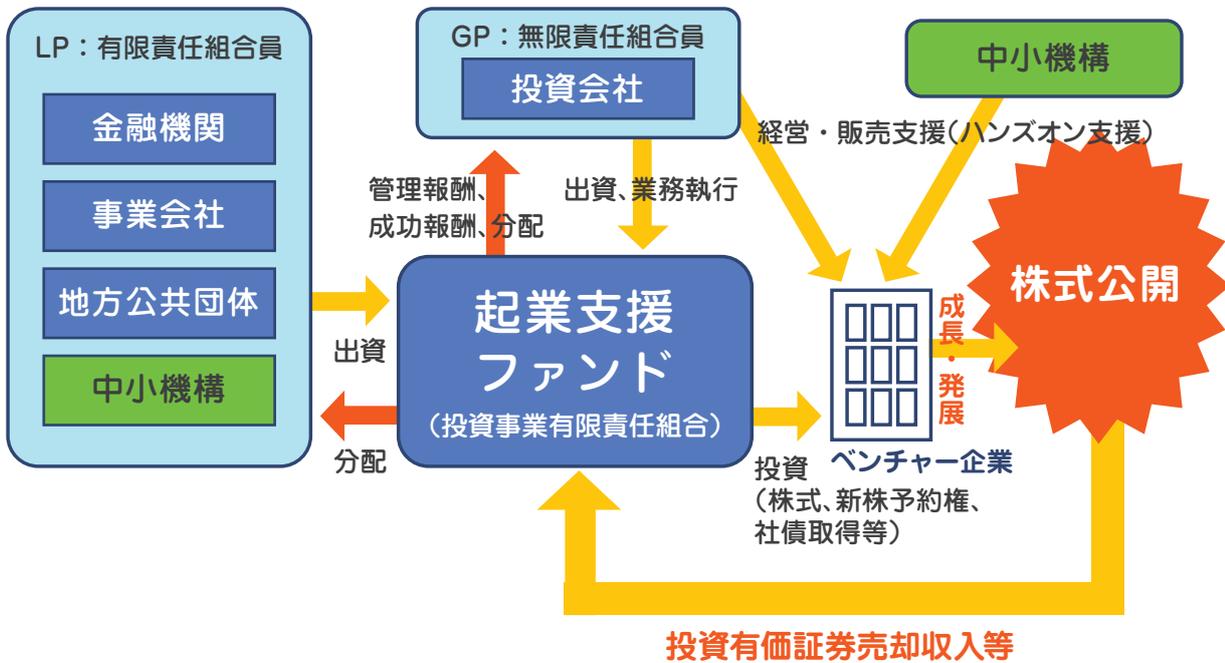
【お問い合わせ先】 一般社団法人全国信用保証協会連合会 (<http://www.zenshinhoren.or.jp/>)
又は各信用保証協会

Q29 投資関係で支援が受けられると聞きましたが、どのようなものですか？

A 具体的には次のような支援が受けられます。

1 起業支援ファンド

国内の創業又は成長初期段階にある設立5年未満の有望なベンチャー企業等で、ベンチャーキャピタル(VC)等が運営するファンドから新事業に必要な投資及び育成支援を受けることができます。ただし、ファンドからの投資及び経営支援を受けるためには、ファンドを運営するVC等による審査が必要となります。



【お問い合わせ先】 中小企業基盤整備機構 ファンド事業部 (03-5470-1672)
 投資に至るまでの流れについては下記URLをご参照ください。
 URL : <http://www.smrj.go.jp/sme/funding/fund/index.html>

Q30 創業を支援するために優遇される税制措置には、どのようなものがありますか？

エンジェル税制

エンジェル税制とは

エンジェル税制とは、ベンチャー企業への投資を促進するためにベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対して税制上の優遇措置を行う制度です。

一定の要件を満たすベンチャー企業に対して、個人投資家が投資を行った時点と、当該株式を譲渡等した時点において所得税の減税を受けることができます。また、民法組合・投資事業有限責任組合経由の投資やグリーンシート銘柄への投資についても本税制の対象となります。

(発行済株式を他の株主から買ったり、譲り受けたりした場合は対象となりません。)

優遇措置の概要

1. ベンチャー企業へ投資した年に受けられる優遇措置

以下のAとBの優遇措置のいずれかを選択できます。

優遇措置A

(ベンチャー企業への投資額-2,000円)
を、その年の総所得金額から控除

※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額
×40%と1,000万円のいずれか低い方

優遇措置B

ベンチャー企業への投資額全額を、その年の他の株式譲渡益から控除

※控除対象となる投資額の上限なし

2. 未上場ベンチャー企業株式を売却した年に受けられる優遇措置(売却損失が発生した場合)

未上場ベンチャー企業株式の売却により生じた損失を、その年の他の株式譲渡益と通算(相殺)できるだけでなく、その年に通算(相殺)しきれなかった損失については、翌年以降3年にわたって、順次株式譲渡益と通算(相殺)ができます。

※ベンチャー企業が上場しないまま、破産、解散等をして株式の価値がなくなった場合にも、同様に翌年以降3年にわたって損失の繰越ができます。

※ベンチャー企業へ投資した年に上記所得税減税(優遇措置Aまたは優遇措置B)を受けた場合には、その控除対象金額を取得価値から差し引いて売却損失を計算します。

〔対象となるベンチャー企業の要件〕

投資した年の減税措置は、措置(優遇措置AまたはB)毎に要件が異なります。売却した年の減税措置は、優遇措置A、優遇措置Bの要件のいずれかを満たせば適用されます。

優遇措置Aの対象となる企業

1. 創業(設立)3年未満の中小企業者であること
2. 下記の要件を満たす事

設立経過年数(事業年度)	要件
1年未満かつ最初の事業年度を未経過	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。
1年未満かつ最初の事業年度を経過	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で、直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。
1年以上～2年未満	試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用を含む)が収入金額の3%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。または、新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で、直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。
2年以上～3年未満	試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用を含む)が収入金額の3%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。または、売上高成長率が25%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。

優遇措置Bの対象となる企業

1. 創業(設立)10年未満の中小企業者であること
2. 下記の要件を満たす事

設立経過年数	要件
1年未満	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。
1年以上～2年未満	試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用を含む)が収入金額の3%超。または、新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。
2年以上～5年未満	試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用を含む)が収入金額の3%超。または、売上高成長率が25%超。
5年以上～10年未満	試験研究費等(宣伝費、マーケティング費用を含む)が収入金額の5%超。

3. 特定の株主グループからの投資の合計が5/6(約83%)を超えない会社であること
4. 大規模法人(資本金1億円超等)及び当該大規模法人と特殊な関係(子会社等)にある法人の所有に属さないこと
5. 未登録・未上場の株式会社で風俗営業等に該当する事業を行う会社でないこと

【対象となる個人投資家の要件】

投資した年の減税措置(優遇措置A または優遇措置B)、売却した年の減税措置ともに共通の要件です。

1. 金銭の払込により、対象となる企業の株式を取得していること
2. 投資先ベンチャー企業が同族会社である場合には、持株割合が大きいものから第3位までの株主グループの持株割合等を順に加算し、その割合が初めて50%超になる時における株主グループに属していないこと

エンジェル税制申請から確定申告までの流れ

- ステップ1 ベンチャー企業が各都道府県に申請を行います。
- ステップ2 都道府県より確認書の発行を受けたベンチャー企業は、個人投資家に確定申告に必要な書類を交付します。
- ステップ3 個人投資家は確定申告書に加えてベンチャー企業より交付された書類を添付し確定申告を行います。

【お問い合わせ先】 中小企業庁 創業・新事業促進課 TEL.03-3501-1767
 経済産業省の各地方経済産業局(52ページ参照)
 各都道府県庁(53ページ参照)

【エンジェル税制HP】 <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/angel/index.html>

Q31 販路開拓を支援していると聞きましたが、どのようなものですか？

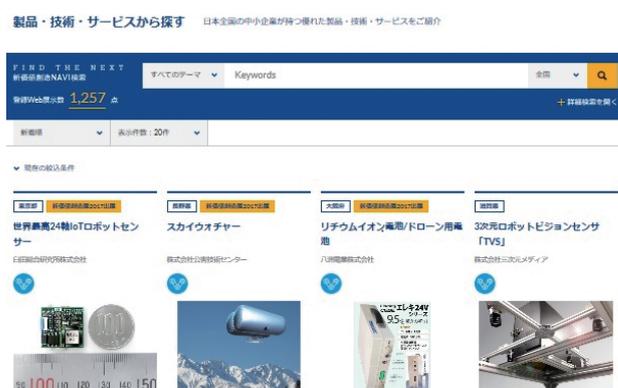
A 中小企業者が自ら開発した製品・技術・サービスを一堂に会し展示することにより、販路開拓、新市場創出、業務提携といったビジネスマッチングを促進する場を提供します。

①新価値創造展・新価値創造NAVI(ウェブ展示会)

本展示会は、出展者と来場者の出会いから生まれる異業種連携や新たな発想にもとづく新商品開発などを通じ、中小企業等の事業拡大や販路創出を支援することを目的としています。出展対象テーマは「産業・技術」「健康・福祉」「環境・社会」となります。



新価値創造展会場



新価値創造NAVI

②中小企業総合展 in Gift Show / 中小企業総合展 in FOODEX

民間事業者が主催する専門展示会に、中小機構が『中小企業総合展』ゾーンを設け、中小企業者が出展する場を提供します。出展対象はギフト関連商品(in Gift Show)、食品・飲料分野(in FOODEX)となります。



中小企業総合展 in Gift show



中小企業総合展 in FOODEX

お問い合わせ先
・中小機構(中小企業基盤整備機構) 販路支援部 販路支援課 TEL.03-5470-1525

先輩からあなたへ贈る言葉



(1) 夢に向かってまっしぐら！（Aさん 板金業）

小さい頃から板金業にあこがれ、周囲の反対を押し切り「東京都板金高等職業訓練校」に入学しました。ほとんどの生徒は家業の板金業の後継者であり、私は変り種でしたが、ここで実学一体の職業訓練を受けて技術をみがき、多くの友人との人脈のおかげで、ついに独立開業できました。近年、建築板金工の仕事はあらゆる面で幅広い要求があり、男子一生の仕事としてやりがいのあるものです。まだまだ創業したばかりですが、これからも夢に向かってもっともっと精進していきます。夢は実現するために見るものです。

皆さんも夢に向かって、頑張りましょう。

(2) 生活のためからのスタート！（Bさん 司会・パソコンインストラクター業）

小さい頃から人とお話ししたり、人の喜ぶ顔が見たいので、何か人のために役立つことをしたいなあと、思っていました。

ある時期から一念発起して、OLをやめ、創業を決意しました。

私の夢と現実とはかなりギャップがあったため、一から話し方教室やパソコン教室に通い始めました。若い人たちに混じり基礎から学習するのは大変でしたが、夢は必ず実現すると信じて、ポジティブに創業しました。

周囲から冒険と言われ続けましたが、開業して色々な人に支えられ頑張っています。

皆さんも人とのつながりや絆を大切にしてください。

(3) 夢に向かってまっしぐら！（Cさん 健康食品の販売）

父親が代表をしている会社の自社ビルで長いこと賃室のテナント業をしておりましたが、相続のトラブルによりそのビルを手放す羽目になってしまいました。今度は息子である私が父母を支えようと思い、妻とともに自然回帰する商品を取り扱った事業を立ち上げました。何が人の体に優しいのか、お客様のニーズはどこにあるのか、試行錯誤の毎日でやっと取扱商品を絞り込み、少しずつですがお客様がついてきました。

「安全で安心、自然の形態を壊さない」を事業のモットーとして、誠実に事業を発展させようと心に強く誓っています。

皆さんも絶えずお客様のニーズと自分の事業とを研究しながら頑張ってください。



おいしいパンづくりへの想いは誰にも負けないわ!!



アキラ～
なんとかここまで
こぎつけたよお～。

やったネ!
お姉ちゃん!
よく頑張ったよな!



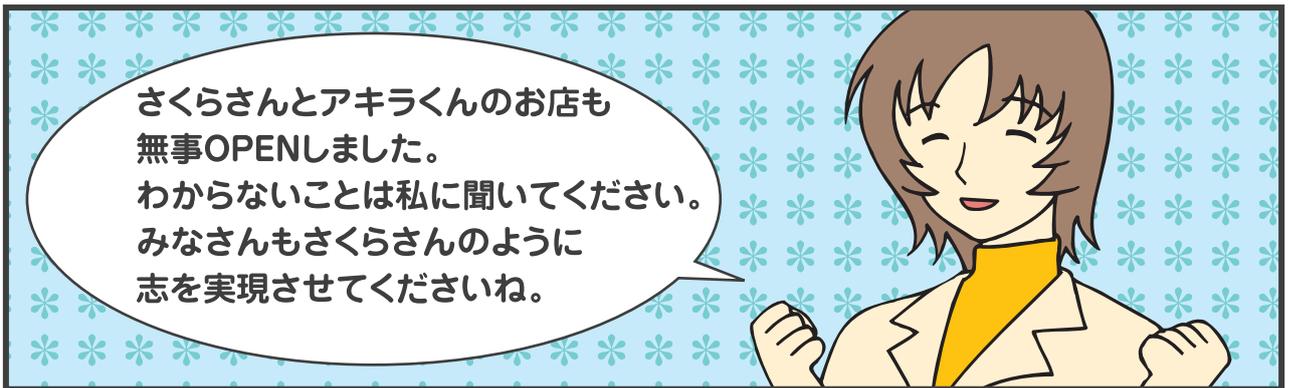
先生の
おかげです。



先生。
いろいろと
ありがとうございました。



おめでとう
さくらさん。アキラくん。
でも、ここからが新たなスタートよ。
がんばってね。



さくらさんとアキラくんのお店も
無事OPENしました。
わからないことは私に聞いてください。
みなさんもさくらさんのように
志を実現させてくださいね。

あ

運転資金	12
エンジェル税制	46
オープニング	35

か

会計帳簿	22,23
会計伝票	24
株式会社	17,19
起業マニュアル	37
企業組合制度	41
起業支援ファンド	45
起業ライダーマメル	37
許認可業種	21
具体的な事業内容	10
計算書類	28
決算書	28,29
減価償却費	14
原始証憑	22,23
合同会社(LLC)制度	42
小切手	26

さ

再チャレンジ支援融資制度	44
支援制度	36
事業計画書	6
資金繰り表	30
資金計画表	12
社会保険	20
Japan Venture Awards	37
所得税	32
新規開業支援資金	43
新創業融資制度	43
女性・若者/シニア起業家支援資金	43
税金	32,33
政府系金融機関	43
設備資金	12
事業構想	8
総勘定元帳	22,23
創業関連保証及び創業等関連保証	44
創業にかかるセミナー	37
組織	17
損益計画表	14
損益計算書	28,29

た

貸借対照表	28,29
届出書類	18,19
中小企業総合展	48
地域創造の起業補助金	43
チェックリスト	4
手形	27
地域中小企業支援センター	38
(独)中小企業基盤整備機構地域本部	38
都道府県等中小企業支援センター	38

な

は

パソコン会計	25
販路開拓サポート支援	48
必要売上高	16
返済可能額	14,15
法人税	33
保証制度	44
補助金	43
補助簿	22,23

ま

ミラサポ	37
目標利益	16

や

有限責任事業組合(LLP)制度	42
預金口座	34
融資制度	43

ら

わ

お問い合わせ先一覧

■地方経済産業局

北海道経済産業局中小企業課	011-700-2251 (直通)	近畿経済産業局創業・経営支援課	06-6966-6014 (直通)
東北経済産業局産業支援課	022-221-4882 (直通)	中国経済産業局経営支援課	082-224-5658 (直通)
関東経済産業局中小企業課	048-600-0323 (直通)	四国経済産業局中小企業課 新規事業室	087-811-8529 (直通) 087-811-8516 (直通)
中部経済産業局中小企業課 経営支援課・新事業支援室	052-951-2748 (直通) 052-951-2761 (直通)	九州経済産業局中小企業課 新産業戦略課	092-482-5447 (直通) 092-482-5438 (直通)
中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局産業課	076-432-5401 (直通)	沖縄総合事務局経済産業部中小企業課 地域経済課	098-866-1755 (直通) 098-866-1730 (直通)

■中小企業基盤整備機構

<http://www.smrj.go.jp/>

経営支援部 創業・ベンチャー支援課	03-5470-1574 (Japan Venture Awards 他)
経営支援部 経営支援企画課	03-5470-1520 (経営支援業務全般)
販路支援部 販路支援課	03-5470-1525 (中小企業総合展(新価値創造展))
ファンド事業部	03-5470-1672(起業支援ファンド)

■中小企業基盤整備機構 地域本部

北海道	011-210-7470	近畿	06-6264-8611
東北	022-399-6111	中国	082-502-6300
関東	03-5470-1509	四国	087-811-3330
中部	052-201-3003	九州	092-263-1500
北陸	076-223-5761		

※都道府県等中小企業支援センター、地域中小企業支援センターの連絡先については各地方経済産業局等にお問い合わせください。

■商工会・商工会議所

全国商工会連合会 企業環境整備課	03-6268-0085 (直通)	日本商工会議所 中小企業振興部	03-3283-7826 (直通)
------------------	-------------------	-----------------	-------------------

■中小企業団体中央会

各都道府県中小企業団体中央会 ※連絡先は <https://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm> をご覧ください。

全国中小企業団体中央会 振興部	03-3523-4905 (直通)	https://www.chuokai.or.jp/
-----------------	-------------------	---

■政府系金融機関等

日本政策金融公庫	国民生活事業 (個人企業・小規模企業向け事業資金)	事業資金相談ダイヤル 0120-154-505	https://www.jfc.go.jp/
	中小企業事業 (中小企業向け長期事業資金)		
沖縄振興開発金融公庫	本店	098-941-1830	http://www.okinawakouko.go.jp/
商工組合中央金庫	お客様サービスセンター	0120-079-366	https://www.shokochukin.co.jp/
全国信用保証協会連合会	代表	03-6823-1200	http://www.zensinhoren.or.jp/

※各制度の利用には所定の審査が必要です。



お問い合わせ先一覧

■各都道府県庁

北海道経済部地域経済局 中小企業課	011-204-5331
青森県商工労働部地域産業課	017-734-9374
岩手県商工労働観光部経営支援課	019-629-5542
宮城県経済商工観光部中小企業支援室	022-211-2745
秋田県産業労働部商業貿易課	018-860-2244
山形県商工労働部中小企業振興課	023-630-2209
福島県商工労働部産業創出課	024-521-7283
茨城県産業戦略部技術振興局技術革新課	029-301-3522
栃木県産業労働観光部経営支援課	028-623-3174
群馬県産業経済部商政課	027-226-3336
埼玉県産業労働部産業支援課	048-830-3908
千葉県商工労働部経営支援課	043-223-2712
東京都産業労働局商工部創業支援課	03-5320-4649
神奈川県産業労働局産業部産業振興課	045-210-5639
新潟県産業労働観光部産業政策課	025-280-5235
山梨県産業労働部新事業・経営革新支援課	055-223-1544
長野県産業労働部産業立地・経営支援課 創業・サービス産業振興室	026-235-7195
静岡県経済産業部商工業局商工振興課	054-221-2990
富山県商工労働部経営支援課	076-444-3247
石川県商工労働部産業政策課	076-225-1519
岐阜県商工労働部商業・金融課	058-272-8389
愛知県産業労働部中小企業金融課	052-954-6332
三重県雇用経済部 中小企業・サービス産業振興課	059-224-2227
福井県産業労働部産業政策課	0776-20-0537

滋賀県商工観光労働部中小企業支援課	077-528-3733
京都府商工労働観光部ものづくり振興課	075-414-4852
大阪府商工労働部中小企業支援室 商業・サービス産業課	06-6210-9493
兵庫県産業労働部産業振興局新産業課	078-362-4157
奈良県産業・雇用振興部産業政策課	0742-27-7005
和歌山県商工観光労働部企業政策局企業振興課	073-441-2760
鳥取県商工労働部産業振興課	0857-26-7246
島根県商工労働部産業振興課	0852-22-6221
岡山県産業労働部経営支援課経営・人材支援班	086-226-7354
広島県商工労働局イノベーション推進チーム	082-513-3357
山口県商工労働部経営金融課	083-933-3180
徳島県商工労働観光部企業支援課	088-621-2367
香川県商工労働部産業政策課	087-832-3353
愛媛県経済労働部産業支援局産業創出課	089-912-2472
高知県産業振興推進部産学官民連携・起業推進課	088-823-9781
福岡県商工部新事業支援課	092-643-3449
佐賀県産業労働部産業企画課企画担当	0952-25-7586
長崎県産業労働部経営支援課	095-895-2616
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課 商工観光労働部新産業振興局産業支援課	096-333-2316 096-333-2321
大分県商工労働部 経営創造・金融課	097-506-3232
宮崎県商工観光労働部商工政策課	0985-26-7098
鹿児島県商工労働水産部産業立地課	099-286-2964
沖縄県商工労働部産業政策課	098-866-2330



お問い合わせ先一覧

お問い合わせ先

がんばる中小企業
経営相談ホットライン

0570-009111

全国共通

受付時間 平日(月～金)9:00～17:00

※通話料は発信者側の負担となります。

※携帯電話(一部を除く)、自動車電話、PHSからはご利用になれません。



相談室

中小企業相談官が、中小企業施策に関する相談等にお答えします。

●中小企業庁 中小企業 相談室 **03-3501-4667** (直通)

中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp>

編集・発行

中小企業庁 創業・新事業促進課

〒100-8912 千代田区霞が関1-3-1 TEL : 03-3501-1767